

第三次石垣市障がい者福祉計画

みんなで支え合う・共生社会



平成 22 年 3 月

沖縄県 石垣市

表紙作品 八重山特別支援学校 高等部2年
比嘉 美津紀
題名 「ペットショップで働きたい」

はじめに

本市では、平成11年度に策定した「石垣市障害者福祉計画」に引き続き、平成17年3月「第2次石垣市障がい者福祉計画」を策定し、ノーマライゼーション社会の実現をめざし共生、共動、共立を基本理念に掲げ、障がいのある市民の自立に向け積極的に障がい者福祉の拡充に努めてきました。

障害者福祉制度は、平成15年4月の支援費制度の導入、平成17年4月に発達障害者支援法の施行、さらに平成18年4月からは、障害者自立支援法の施行と大きく変容しています。

こうした状況の中、平成17年に見直しを行った「第2次石垣市障がい者福祉計画」の計画骨子、基本目標等を継承しつつ、障がいのある市民を取り巻く環境の変化、個々の障がいの特性やニーズ並びに多様な生活課題を的確に把握し、達成すべき施策の方向性や福祉サービス見込量を示すものとして、「第3次石垣市障がい者福祉計画」及び「第2期石垣市障害福祉計画」を策定しました。

今後とも、計画の基本理念に掲げました「三共（ともに）の心でつくる、ゆめみらい・いしがき」の実現に向けて、市民と協働し、国や県、福祉関係機関と連携を図りながら各種施策の推進に努めてまいりますので、一層のご理解とご協力ををお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました、石垣市障がい者福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査、ワークショップ及びグループインタビューにご協力いただきました市民、併せて、貴重なご意見とご提言をいただきました障がい者団体等、関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成22年3月

いしがきしちょう
石垣市長 なか やま よし たか 隆

目 次

第1章 計画策定の前提

1 計画策定にあたって-----	1
2 計画の位置づけ-----	3
3 計画策定の進め方（計画策定のフロー）-----	6
4 計画の策定体制-----	7

第2章 計画骨子の考え方

1 計画策定の基本視点-----	9
2 基本理念 -----	11
3 基本目標 -----	12
4 施策の体系 -----	14

第3章 施策の推進

基本目標1 すべての市民がともに活き活きと暮らす社会

(1)推進体制の整備-----	15
(2)交流機会の充実-----	25
(3)保健、医療体制の充実-----	29

基本目標2 すべての市民がともに活動できる社会

(1)人にやさしいまちづくり-----	34
(2)雇用、就業、社会活動の場づくり-----	41
(3)保育、教育機会の保障-----	47
(4)スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進-----	54

基本目標3 すべての市民がともに自立できる社会

(1)自立生活支援の充実-----	56
(2)住まいの確保-----	64
(3)経済的負担の軽減-----	67

資料編

資料1	計画策定の経緯	69
資料2	石垣市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱	70
資料3	石垣市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿	72
資料4	アンケート調査の概要	73
資料5	ワークショップの概要	74
資料6	現況の整理	78
資料7	用語の解説	88

だい しゅう
第1章

けいかくさくてい ぜんてい
計画策定の前提

第1章 計画策定の前提

1 計画策定にあたって

(1) 障がい者施策の動向と計画策定の趣旨

障がいのある市民を巻き込む環境は、障害の重度化・重複化、発達障害などを含め障害の多様化がみられ、これまでの枠組みを超えた支援が必要であるとともに、障がい者やその家族介護者の高齢化という潜在的な課題等への対応が求められています。

本市では、平成11年度に策定した「石垣市障害者福祉計画」に引き続き、平成17年3月「第2次石垣市障がい者福祉計画」を策定し、ノーマライゼーション社会の実現をめざし共生、共動、共立を基本理念に掲げ、障がいのある市民の自立に向けて広範な分野にわたる施策を積極的に推進するなど、障害者福祉の拡充に努めてきました。一方、障がい者にかかる法制度は、平成16年度の「障害者基本法」の改正に続き、平成17年4月には、これまでの3障害の枠組みでは的確な支援が困難であった発達障害への支援体制の整備を図るものとして「発達障害者支援法」が施行されています。

また、「障害者自立支援法」の成立にともない平成18年10月には、障害の異なる制度やサービスを共通のサービスとして一元化を図り、新体系に基づくサービスが実施されました。

同時に、福祉サービスの目標事業量や確保に向けた基本指針等を示す「障害福祉計画」の策定が義務づけられています。

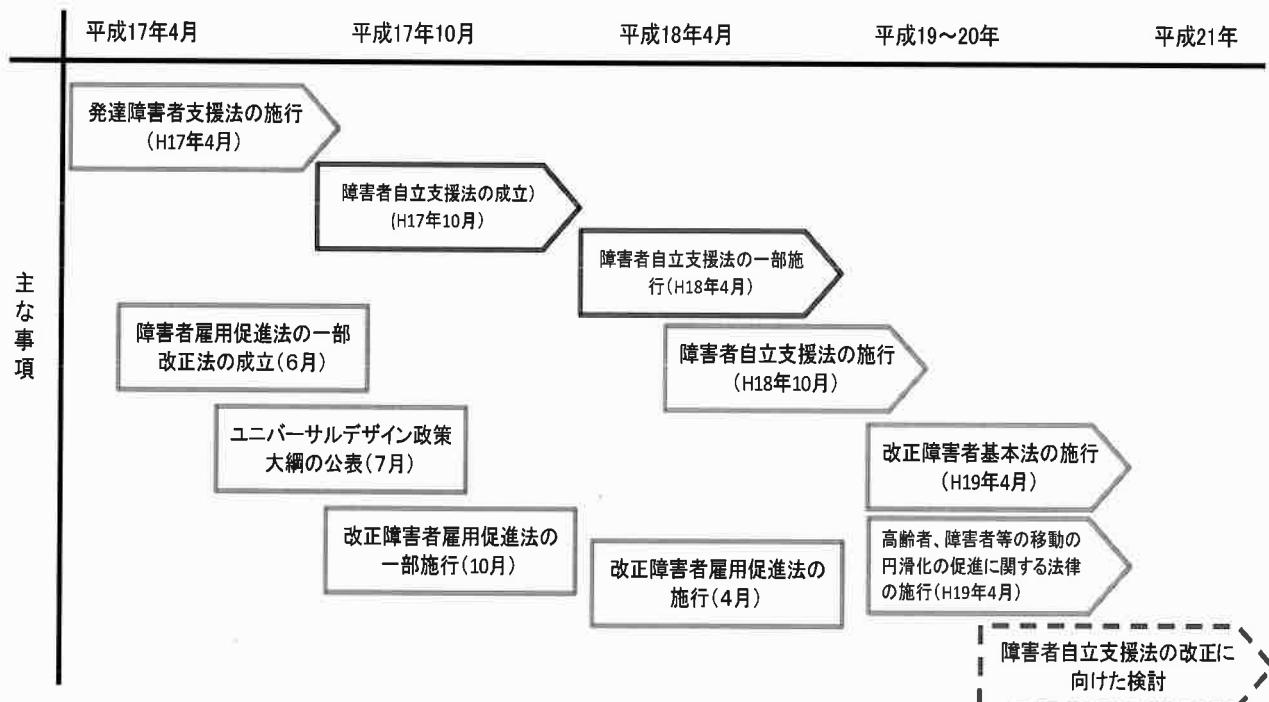
障害者自立支援法は、施行後3年での見直しを図るものとされており、法施行上の様々な諸問題が顕在化するなか、見直しに向けた具体的な検討がなされている等、

「第2次石垣市障がい者福祉計画」策定以降、障がい者にかかる法制度は大きく変化してきました。

このような法制度の動向を踏まえ、現行法に基づき障がいのある市民に対する福祉サービスの円滑な提供を図るため、サービス見込み量やサービス確保に向けた基盤整備等の方策を示した「第2期障害福祉計画」を策定します。

また、平成17年に見直しを行った「第2次石垣市障がい者福祉計画」については、計画の骨子、基本目標等を継承しつつ、障がいのある市民を巻き環境の変化、個々の障がいの特性やニーズ並びに多様な生活課題を的確に把握し、平成26年度を目指として達成すべき事業目標や施策の方向性を示すものとして、「第2期障害福祉計画」と一体的に「第3次障がい者福祉計画」を策定します。

平成17年度以降における主な障がい者関連法制度の動向



(2) 計画策定の目的

障がいのある市民を含め、すべての市民の人権が尊重され、自立した社会生活を送ることができるよう、地域で展開される障がい者施策の推進に資する指針を明確にしていくものとします。

2 計画の位置づけ

(1) 障がい者福祉計画と障害福祉計画の関係

①石垣市障がい者福祉計画

障害者基本法第9条の第3項に定める障がい者のための施策に関する基本的な計画として位置づけられます。

障害者基本法 第9条第3項

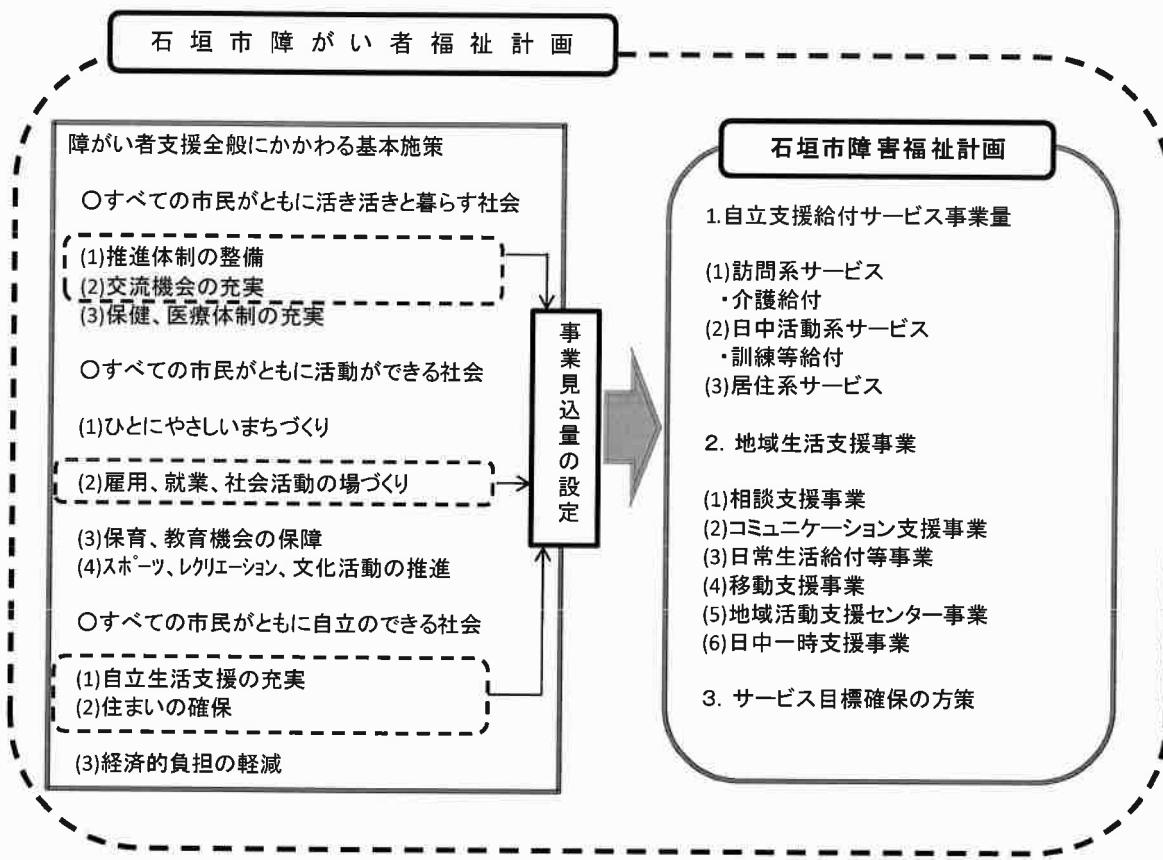
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該
市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下、「市町村障害者計画」)を策定しなければならない。

②石垣市障害福祉計画

障害者自立支援法第88条に定める計画で、障がい者福祉計画の中で障害福祉サービスに関する実施計画として位置づけられ、基本理念、基本目標等は障がい者計画の内容を踏襲するものとします。

障害者自立支援法 第88条

市町村は、基本指針に即して障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という)を定めるものとする。

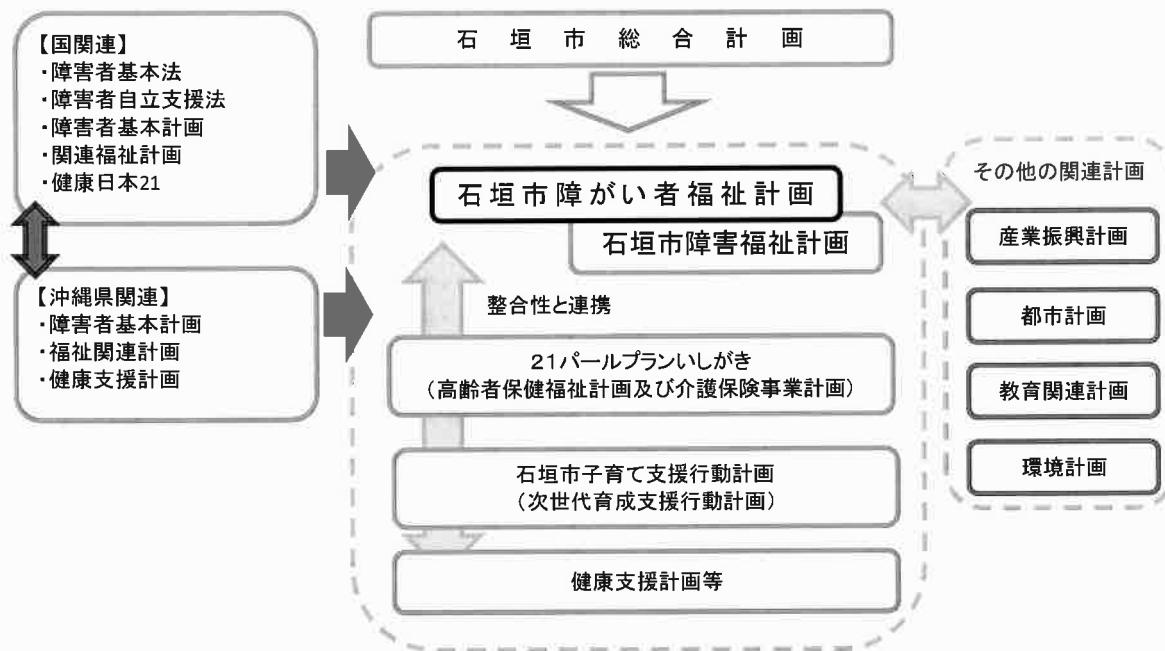


(2) 計画の位置づけ

本計画は、石垣市総合計画における障害福祉分野の基本指針を示すものとし、市の福祉関連計画及びその他計画との連携・整合性を保つ計画として位置づけます。

障害者基本法及び障害者自立支援法が定める市町村計画として、障がいのある市民に対する施策全般の方向性を示すとともに、福祉サービスの事業目標を設定する計画として位置づけ、「障がい者福祉計画」が「障害福祉計画」を包含するものとして一体的な計画策定を行います。

計画の位置づけ概念図



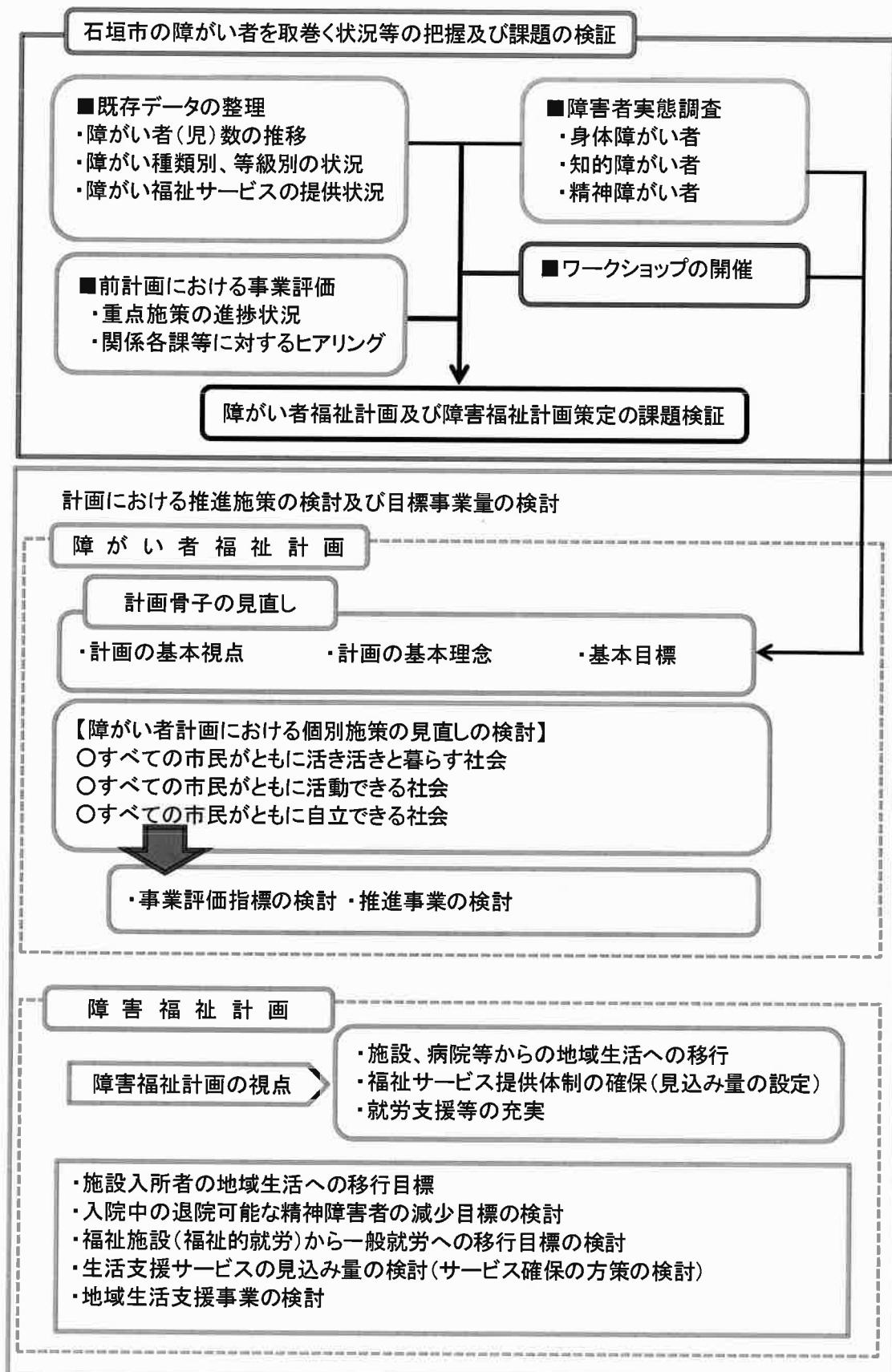
(3) 計画の期間

「障がい者福祉計画」が「障害福祉計画」を包含するという位置づけを行って
いることから両計画は整合性をもって策定されるべきものです。
しかし、「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの目標値を定める計画という性格
を有し、計画期間を3年としていることから、それぞれの計画期間を以下のように
設定します。

計画の期間

年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
障がい者福祉計画					
障害福祉計画			第2期障害福祉計画	第3期障害福祉計画	

3 計画策定の進め方(計画策定のフロー)



4 計画の策定体制

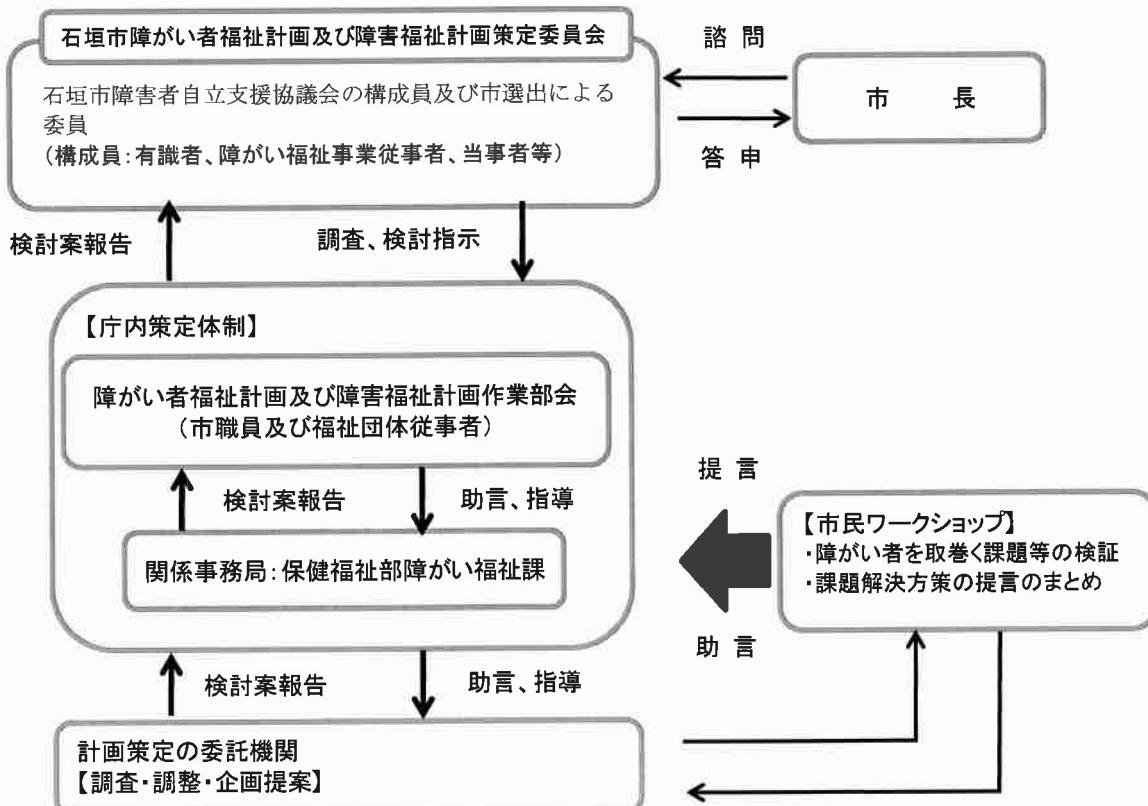
(1) 計画策定の組織体制

①石垣市障がい者福祉計画及び障害福祉計画策定委員会の設置

障害福祉の知識及び経験のある者、障がい者、障害福祉に関する事業に従事する者等を構成員とした策定委員会を設置し、計画素案の検討・審議を行います。

②石垣市障がい者福祉計画及び障害福祉計画作業部会の設置

関係各課の実務者及び福祉団体従事者で構成する作業部会を設置し、関係各課に関連する施策及び事業目標等に対する内容の検討を行い、策定委員会に提出する資料作成を行います。



(2) 計画策定への市民参加の位置づけ

「第2次石垣市障がい者福祉計画」は、策定にあたり当事者である障がいのある市民が主体となった計画づくりを行うことが、障がい者の意識改革や社会参加、自立への一歩と考えニーズ調査やワークショップを開催し、より多くの当事者の参画による計画づくりを行ってきました。

従って、本計画の策定過程においても前計画の考え方を踏襲し、ニーズ調査の実施や市民ワークショップの開催、グループインタビューを開催しました。

① ニーズ調査の実施

障がいのある市民を対象に、日常生活等における課題、問題点を把握するとともに、障がい福祉サービスの認知度や今後の利用意向などの把握を行い、計画策定の基礎資料とすることを目的としてニーズ調査を実施しました。

② 市民ワークショップの開催

障がいのある市民を対象として、ニーズ調査等では把握できない日常生活等における課題やサービス利用に対する問題点などを整理し、具体的な課題、問題点等の解決方策について意見交換を行い施策の指針として反映させることを目的として、市民ワークショップを開催しました。

③ 関係各課及び関係機関等へのヒアリングの実施

前期計画における推進事業の進捗状況並びに個別施策の推進にかかる課題等の整理を行うなど、前計画の評価を行い計画見直しのための課題を把握するため、関係各課等へのヒアリングを実施しました。

だい しゅう
第2章

けいかくこっし かんが かた
計画骨子の考え方

だい しょう けいかくこっし かんが かた 第2章 計画骨子の考え方

1 計画策定の基本視点

きほんしてん 基本視点1

しょう りかい ちいき ささ あ みまも しき 障がいを理解し、地域で支え合い、見守る仕組みづくり

しょう しのみん しのみん たが りかい ささ あ たす あ 障がいのある市民もそうでない市民もお互いに理解し、支え合い、助け合って
いくことができる地域社会が求められています。
そうごりかい ふか しのみん そうごひじょいしき 相互理解を深め、すべての市民が相互扶助意識のもとノーマライゼーションの
りねん きょうせいしゃかい とくく すす 理念がいきづく共生社会であるための取り組みを進めていきます。

きほんしてん 基本視点2

しょう とくせい ふまえ おう しえん しき 障がいの特性を踏まえ、ニーズに応じた支援の仕組みづくり

ふくすうしおうがい あわ も ちょうふくか はったつ おく じどうとう たいおう しおう 複数障害を併せ持つ重複化、発達に遅れのある児童等への対応など障がいが
たようか しょう しゃふくししさく わくぐ しえん こんなん じょうきょう で 多様化し、これまでの障がい者福祉施策の枠組みでは支援が困難な状況も出て
きています。

しおう とくせい せいかつ おう じゅうなん ふくし ていきょう じりつせいかつ 障がいの特性や生活ニーズに応じた柔軟な福祉サービスの提供や自立生活
しえん しき を支援する仕組みづくりに取り組みます。

基本視点3：

あらゆる分野に参加し活動できる仕組みづくり（機会均等とエンパワーメント）

障がいのある市民が、地域社会の中で暮らし、学び、働く等あらゆる機会を通して社会参加を行い自立していくことができる地域社会を実現することが必要です。

障がいのある市民が平等な立場で、多様な分野に参加する機会が均等に保障される仕組みづくりを進めていきます。

また、社会参加を通じ自己の力を發揮して、生きがいを見出していくことを支援していきます。



2 基本理念

本市がめざす社会福祉は、障がいを一つの個性として捉え、障がいをもつ市民の
人権が守られ、地域社会の一員としての役割を担いつつ、社会活動、自立した日常
生活を営むことができる地域社会の実現です。ノーマライゼーション理念の確立と
バリアフリー化の推進を基本に「ともに（三つの共に）の心」でつくる、ゆめみらい・
いしがき」の実現に向けた施策の展開を図る必要があります。大切なことは、自己選択
と自己決定により、自分らしく生きていくことを可能とする仕組みをもつ地域社会の
実現のために、

- すべての市民にとって暮らしやすい、やさしいまちであることをめざすこと。
- すべての市民が人として限りなく尊ばれるコミュニティーの実現をめざすこと
にあります。

そして、そのための事業の推進が絶え間なく続けられていくことやノーマライゼー
ションの理念が深く浸透することが重要です。

本市の障がい者福祉計画の根幹をなす基本理念は、現在もなお、揺らぐことのな
いものであると考えられます。従って、計画見直しにおける基本理念についても、
前期計画の理念を踏襲するものとします。

三共（ともに）の心でつくる、ゆめみらい・いしがき

三共のこころ（市民との協働を図ります）

共生のこころ：すべての市民がともに活き活きと暮らす社会

共動のこころ：すべての市民がともに活動できる社会

共立のこころ：すべての市民がともに自立できる社会

3 基本目標

基本目標 1

すべての市民がともに活き活きと暮らす社会

すべての市民に対する人権や利益等が擁護され、障がいをもつ、もたないにかかわらず、お互いを認め合い、支え合いのある地域社会のなかで活き活きと暮らししていくことができる環境づくりが大切です。

そのため、障がいを正しく認識し、理解を深め、偏見や差別等の意識的な障壁を取り除いていくための啓発活動を推進していきます。

また、障がいの早期発見、治療並びに予防対策等、障がいのある市民が健康で豊かな日常生活を営むことができる多面的な保健、医療体制の充実を図り、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づく、共生社会の実現をめざしていきます。

基本目標 2

すべての市民がともに活動できる社会

すべての市民が、地域社会（コミュニティー）の一員として働くこと、スポーツ・レクリエーション活動を行うこと、学ぶこと、文化にふれること、地域活動に参画すること等、あらゆる社会活動に自由に参加できる機会を均等に保障していく仕組みづくりが必要です。

そのため、公共サービス（施設の利用、移動交通手段、保健・福祉サービス）の利用はもとより、生きがいをもって働くことができる雇用、就業環境の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション、文化、学習活動等において障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民が等しく社会活動に参加し、自己実現を可能とする地域社会の実現をめざします。

きほんもくひょう 基本目標 3

すべての市民がともに自立できる社会

すべての市民が、自分らしい生き方を実現していくため、障がいの程度や状況に応じた福祉サービスを自ら選択し利用できる仕組みづくりが重要です。そのため、住み慣れた地域で生活の質を高めながら安心して暮らしていくことができるよう、障がいのある市民の日常生活の状況や障がいの状態を的確に把握し、きめ細かな個別支援計画に基づいた福祉サービスを提供できる体制の充実に努めます。また、市民が抱える社会的な問題や悩みごとに柔軟に対応していくため、民間の相談支援事業者や関係機関とのネットワークの構築、専門性を高めた相談支援体制や情報提供体制の充実を図り、すべての市民の社会的な自立と生活の質の向上を支援していくことができる地域社会の実現をめざします。



だい しょう しきく すいしん 第3章 施策の推進

基本目標 1

すべての市民がともに活き活きと暮らす社会

基本施策 1

推進体制の整備

(1) 啓発活動の推進

現状及び課題

- ニーズ調査による地域や市民の障がいに対する理解が深まったと思う割合は、
身体障がい者で 32.3%、知的障がい者で 30.5%、精神障がい者で 34.5%と
なっています。
- 障がいに対する市民の理解度が低い状況にあり、多様な機会を通して障がい
に対する正しい認識や理解を深めるための啓発活動を推進する必要があります。

【施策に関する市民の声】

- 理解が深まり正しい思慮がもたらされれば、おのずと制度が整いみんなが暮
らしやすくなると思います。
- 障がいを理解していない目で見られ、地域活動に参加したくても参加できな
い。
- 障がいに対して間違った考え方を持っている人が多い、理解のある人を増やし
ていくため、障がいに対する理解を深めるための講演会や勉強会を持ってほ
しい。
- 頑張っている障がい者の紹介、ボランティア活動の紹介などの啓発活動の
充実。

施策の方針

障がいに対する意識の問題（偏見、差別感）が社会のなかで、いまだにみられます。

障がいにかかる問題は、一人の人間としての基本的な人権の問題であり、市民一人ひとりの共通の問題として捉えていく必要があります。

○ 障がいに対する理解と認識を深め、ノーマライゼーションの理念に基づき、相互に支えあう心を育み安心して暮らしていくことができるよう、多様な機会を通して広報・啓発活動を推進していきます。

○ 「人権週間」、「障がい者週間」等にあわせ、市内の福祉関係団体等との協働により、人権及び障がいに対する理解を深めるための講演会や交流会を通して人権教育、福祉教育等を積極的に推進します。

○ 保育所（園）、幼稚園、各学校等との連携により「車いす体験」、「アイマスク体験」などの体験学習や特別支援学校に通う子どもたちとの交流活動を積極的に支援し、幼少期から障がいに対する理解を深める教育を推進します。

《重点施策》

○ 広報、啓発活動の強化

○ 保育、教育の場における人権教育、福祉教育の推進

○ 障がいへの理解、人権擁護に対する啓発活動の実施

基本目標 1**すべての市民がともに生き活きと暮らす社会****基本施策1****推進体制の整備****(2) 推進基盤の整備、拡充****現状及び課題**

- 障がいのある市民や介護者の高齢化、核家族の進展等による介助・支援機能の低下など障がいのある市民を巻き環境が厳しい状況にあることが指摘されています。
- 障がいのある市民の福祉ニーズも多種多様化しており、障害の特性や福祉需要に対応するサービス基盤の整備や人材の確保を含め、総合的な福祉施策を提供する推進基盤の整備拡充に向けた取り組みを推進する必要があります。

【施策に関する市民の声】

- 行政の各々の担当者が、障がい者の身になって業務に取り組まない限り、暮らしやすいまちはなりにくい。
- 障がいの個別的な状況に対応した人材の確保と専門性を高めた相談支援体制が不足しています。

施策の方針

福祉分野の枠にとどまらない、横断的で総合的な障害福祉施策を推進する柔軟な支援体制と包括的で継続的なサービス提供体制や自立支援協議会の充実を図る等、障がいのある市民の社会的な自立と日常生活の向上を図るために推進基盤の整備が求められています

○障害者自立支援法に基づき、障がいのある市民の在宅生活への移行等を促進していくため、自立生活を支援する福祉サービスの充実を図ります。

○身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び関係機関との連携による相談支援ネットワークの充実を図るとともに、地域のソーシャルワーク機能を高めるための取り組みを検討していきます。

○障がいのある市民を社会全体で支えていくことができるよう地域ボランティア、障害者団体の育成や活動を支援していくとともに、NPO団体等の立ち上げ支援を行います。

○障害福祉に係る専門職員や多様な関係機関と連携し、障がいのある市民の様々なニーズや地域等の課題解決に向けた協議、地域の支え合いネットワークを構築する等、障がいのある市民が安心して暮らせる社会づくりを推進するため、障害者自立支援協議会活動の充実に努めます。

《重点施策》

- 障害者地域活動支援センターの充実
- 障害者団体、NPO団体等の育成支援
- 地域ボランティアの養成と活動支援
- 障害者自立支援協議会の充実
- 行政機関の横断的な連携の強化
- 専門職にかかる人材の養成・確保の検討



基本目標 1**すべての市民がともに生き生きと暮らす社会****基本施策1****推進体制の整備****(3) 地域福祉の推進****現状及び課題**

○障がいのある市民が、身近な地域で安心して暮らしていくためには、個人や団体がきめ細かい支え合いや見守り活動を主体的に進める地域福祉の活動を通して、本計画で掲げられた「三共のところで、すべての市民が自立できる社会」を実現していくための取り組みが必要です。

【施策に関する市民の声】

○みんなで理解し、できないところは手助けしてもらいたい。

○外出したい時に、手助けしてくれる人がいないし声をかけてもくれない。

○市民一人ひとりが、小さなことでもいいから、福祉に関わっているような社会であったらよいと思う。

施策の方針

すべての市民に対し、「ともに生きる共生社会」を実現するため、コミュニティー意識の醸成を図ることが大切です。

また、市民の主体的な支え合い、見守り等のきめ細かな支援活動を通して、障がいのある市民やその家族を社会全体で支え、誰もが安心して暮らしていくことができる住みよいまちづくりに対する取り組みを進めていくことが求められています。

○お互いに見守り、支え合い、助け合っていくことができる市民意識の高揚を図るとともに、障がいのある市民を含め、市民が関わる範囲のなかで福祉活動を実践できる仕組みづくりを進めていきます。

○すべての市民が、日常的に福祉活動を実践していくため、地域福祉を推進する中核的な機関である社会福祉協議会、障がい者団体等との連携強化により、地域支援体制の確立に努めます。

○地域福祉計画に関する調査研究のためのワーキングチームを設置する等、地域福祉計画策定に向け取り組みます。

《重点施策》

○「ともに生きる共生社会」に対する市民意識の醸成

○石垣市地域福祉計画の策定の推進

○社会福祉協議会との連携強化

基本目標 1**すべての市民がともに生き活きと暮らす社会****基本施策1****推進体制の整備****(4) 情報・コミュニケーション支援の充実****現状及び課題**

- アンケート調査による障がいのある市民が社会活動に参加しない理由の上位として、「情報が入らない」(22~25%) あげられています。
- 障害福祉を充実させるために重要なこととして「制度やサービスに対する情報の提供」が3割を超えています。

【施策に関連する市民の声】

- 情報提供のためのパンフレットやチラシを作成してほしい。
- 情報提供の場をつくるってほしい、耳に入らないため情報収集が遅れる。
- 病院、警察、銀行などの公共性が高い施設に手話通訳者を配置して欲しい。
- 緊急情報を即時に伝えることができる、電子掲示板や情報伝達システムを充実させてほしい。
- 手話通訳者のレベルが向上しないと、要望する内容がうまく伝わらないし、ほしい情報が入手しにくい。

施策の方針

障がいのある市民が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、日常生活のあらゆる場面で、情報・コミュニケーションが保障される環境づくりが求められています。

○ 障がいのある市民が必要とする情報の入手やコミュニケーションを容易に行うことができるよう、手話、音訳、点訳、要約筆記等の拡充と、それらを担う人材の育成・確保に努めるなど情報のバリアフリー化に取り組みます。

○ 障がいのある市民が、緊急時の情報を迅速かつ、正確に把握することができるよう、インターネット、電子メールなどの多様な媒体を活用した情報伝達手段の充実に努めます。

○ 障がいのある市民の積極的な社会参加や日常生活に必要なサービスに関する情報を得ることができるよう情報収集や発信体制の充実に努めます。

○ 各種の支援施策及び支援機関等の情報や支援内容を整理し、障がいのある市民に分かりやすく提供していくため、パンフレットやガイドブックの作成に向けた取り組みを検討します。

○ 各種関係団体等との定期的な懇談会や情報交換会を開催し、最新の制度情報やサービスメニュー等の説明、情報提供を行うなど、必要とする情報をわかりやすく伝える機会の充実を図ります。

《重点施策》

- 情報提供基盤の整備
- コミュニケーション支援の充実
- 「福祉ガイド」、「福祉マップ」等の作成
- 手話通訳者や手話奉仕員等の人材育成の充実
- 関係機関との定期的な懇談会や情報交換会の開催



基本目標 1**すべての市民がともに生き活きと暮らす社会****基本施策2****交流機会の充実****(1) 交流の場の充実****現状及び課題**

○障害者自立支援法においては、障がいのある市民に対する差別の防止と権利の擁護が明記されています。

○障がいのある無しにかかわらず交流できる場、障がいのある人同士の交流など、多様な交流機会を通して、お互いを尊重し理解を深めていくための環境づくりが必要です。

【施策に関する市民の声】

○言葉が不自由な人でも安心して話ができるような場があるといいと思う。

○たくさんの人と遊びたい。地域や他の人たちと、もっとふれ合える場がほしい。

○地域（隣近所、集落のなか）で気軽に集まれる居場所づくりができないか。

○夕方から夜までいろいろな人が集まる場所がない。

○地域の方たちとふれあう行事、施設間の交流など、多くの人たちと出会える場があればと思います。

施策の方針

障がいのある市民が、多くの市民との交流を通して、障がいに対する理解を深め、お互いの立場を尊重し、活き活きと暮らしていくことができる環境づくりが求められています。

○保育所（園）、幼稚園、学校教育機関等相互の連携により、幼児期から障がいのある市民との交流機会の充実に努め、障がいに対する理解を深める活動を支援します。

○「障がい者週間・市民のつどい」等の行事を活用し、障がいのある市民との交流を深める機会の充実に努めます。

○地域活動支援センター、障害者福祉施設、親の会等との連携により身近な地域での交流の場づくりに努めます。

○各地域の自治公民館、子どもセンター並びに公共施設等の利用状況や空きスペース等の状況等を踏まえ、身近な地域で気軽に集まり、ゆんたくや情報交換、交流活動などが行える居場所づくりを進めます。

《重点施策》

○多様な関係機関との連携による交流機会の充実

○公共施設の有効活用と施設開放の推進

○身近な地域での居場所づくり

○コミュニケーション支援の充実

基本目標 1**すべての市民がともに活き活きと暮らす社会****基本施策2****交流機会の充実****(2) 交流支援体制の確立****現状及び課題**

○アンケート調査による障がいのある市民が、社会活動に参加するための条件として「気軽に参加できる雰囲気であること」が第1位にあげられています。

○身近な地域のなかで気軽に、ゆんたくや情報交換を行なながら、ふれあいの輪を広げていくことができる環境づくりが必要です。

【施策に関する市民の声】

○地域の人たちと障がいのある市民がふれあう機会がないので、なかなか理解してもらえないと思う。同年代の理解がとても大事だと思う。

○障がいのある市民と障がいのない市民がふれあう機会を増やし、理解しあえる環境づくりを進め、障がい者の行動、活動の輪を広げることが必要だと思います。

○障がいのある市民と障がいのない市民がふれあう機会を持つ場、理解しあえる環境をつくってほしい。

施策の方針

障がいのある市民が、自由に集い、気の合う仲間をつくることや多様な市民と語り合い、ゆったりとした時間をすごす等、地域のなかで生きがいを見つけ自分らしく生活していくことができる環境づくりが求められています。

○憩いの場、交流活動を支援していくとともに、障がいのある市民にかかわるイベント等への参加やそれらを支援するボランティア、NPO団体等の活動を支援していきます。

○ＩＴ機器を活用した交流機会の拡大に向けた支援体制の充実を図ります。

○交流の場となる公共施設等のバリアフリー化の充実を図るとともに、イベント会場や交流の場等への手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行う等コミュニケーション支援の充実に努めます。

《重点施策》

○地域交流活動の充実

○交流ボランティア、NPO団体等の活動支援

○コミュニケーション支援の充実

基本目標 1

すべての市民がともに活き活きと暮らす社会

基本施策3

保健、医療体制の充実

(1) 障がいの早期発見、中途障がい予防の充実

現状及び課題

○アンケート調査による 10代未満での身体障がい者の発症割合は 32.7% を占めています。

精神障がい者では 10代～20代が全体の 55.2% を占め、若い世代での発症割合が高く、障害の早期発見、予防対策等の充実が重要となっています。

○障害の発症要因は、疾病等を要因とする割合が高く、生活習慣病などの後天的要因から障がい者となる割合が高い状況にあります。

○発達障がい児（L D, A D H D、アスペルガー症候群、高機能自閉症等）が増加傾向にあり、母子保健事業や医療機関との連携、専門性を高めた人材等の適正配置等による早期発見、早期支援体制の一層の充実が必要です。

【施策に関する市民の声】

○発達に遅れのある子どもの早期発見や診断に対する人材が不足している。

○発達障害の診断を仰ぐために、本島にいかなければならぬ状況が多い。

施策の方針

障害の発生要因、発達障害を含めた障害の種類は多種多様化しており、こうした障害の早期発見から早期療育へと導く施策の充実を図るとともに、中途障害を未然に防ぐための予防対策の充実と早期治療への取り組みが求められています。

○特定健診、特定保健指導の充実、各種分野別の健康づくりに対する取り組みの強化に努め、適切な生活習慣の確立、生活習慣病の予防対策に取り組みます。

○医療機関、関係団体との連携により、ストレスや心の病気に対する正しい知識や情報をお届けする機会として「こころの輪の集い」の充実を図ります。また、こころの健康づくり等に対し身近な場所で気軽に相談できる環境づくりを進めます。

○交通事故、産業事故防止、幼児の誤飲事故等にかかわる啓発活動を推進し、「防ぐことができる障害」の防止に取り組みます。

○各種乳幼児健診、特定健診等の実施体制の強化に努めるとともに、未受診者の受診勧奨による受診率の向上を推進し、障害の早期発見に努めます。

○福祉保健所、医療機関等との連携強化に努め、発育、発達にかかわる障がいの発見から、一貫した相談体制に基づき一人ひとりの状況に応じた継続性のある適切な支援へとつなぐ体制の一層の充実を図ります。

《重点施策》

- 障害の予防対策の充実
- 早期発見・早期支援に向けた体制強化
- 療育相談支援の推進
- 各種乳幼児健康診査、特定健診、保健指導の充実
- 心の健康づくり事業の推進



基本目標 1

すべての市民がともに生き活きと暮らす社会

基本施策3

保健、医療体制の充実

(2) 医療受診に対する支援

現状及び課題

○発達障がいの疑いの子どもが増加傾向にあるなかで、適切な医療受診等にかかる体制づくりが求められています。

○自立支援医療の利用者や給付費は経年増加傾向で推移しています。また、ニーズ調査から障がい者福祉を充実させるための取り組みとして、「保健・医療・福祉サービスの充実」が身体及び精神障がい者で第1位となっており、適切な医療受診に対する支援体制の一層の充実が必要です。

【施策に関する市民の声】

○発達障害等の診断を仰ぐために、本島にいかなければならぬ状況が多い。

○入院の費用など、どんな制度があるのかわからない。

○医療費が高く、負担を軽減してほしい。

○訪問を含めた医療サービスの充実が必要。

○病気に対して、専門知識、アドバイスができる人材がない。

施策の方針

障がいのある市民一人ひとりに対し、障害等に係る適切な診断や状況に応じた適切な治療を提供していくため、関係機関との連携を図り、障害や難病を抱える市民に対し、きめ細かな医療を提供する体制づくりが求められています。

○自立支援医療の周知と支給に努めます。また、重度身体障害者医療費助成等に関する周知を図るとともに、その利用を促進します。

○障がいのある市民が、必要とする医療を適切に受診することができるよう関係機関との連携により、医療体制の充実に努めます。また、口腔ケア、歯科治療の受診に対する支援を行います。

《重点施策》

○自立支援医療費の周知と適切な支給

○特定疾患患者の早期把握と難病対策

○巡回訪問診査等の充実

○重度身体障害者医療費助成の周知と適切な支給



基本目標 2

すべての市民がともに活動できる社会

基本施策1

人にやさしいまちづくり

(1) 生活環境の整備

現状及び課題

- 「石垣市福祉のまちづくり条例」に基づき、生活関連施設においてホテルや大型スーパーの適合証交付（第5号）等着実に成果をあげています。
- ニーズ調査から、外出しない理由として「道路や建物、階段などが危険・不便なため」（14.4%）、「トイレの心配」（7.7%）外出の際の不便さがあげられています。
- 障がいのある市民が安心して外出し、多様な機会を通して社会参加を行うことができるように、公共性の高い建築物や道路などについて、ユニバーサルデザインを基本としたすべての人にやさしいまちづくりを推進する必要があります。

【施策に関連する市民の声】

- 障がい者用のトイレが少ないため、外出時には紙おむつを利用していますが、高額で生活に無理があります。
- 市役所の南側の傾斜路や市立体育館の傾斜路など仕方なく取つてつけたような整備は不要、車いすでは上がれない。
- 新築の体育館の2階に上がるためのスロープがない等が現状です。

施策の方針

障がいのある市民が人として尊重され、地域社会のなかで健康で文化的な生活を営む権利を保障していくことが大切です。

積極的な社会参加を行うことが、市民の自然な姿であることを前提とし誰もが安全で快適な暮らしを享受できる社会となるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリーの整備を推進していくことが求められています。

○「石垣市福祉のまちづくり条例」に基づき、特定生活関連施設においてユニバーサルデザインを基本としたバリアフリーの整備を推進していきます。

○「福祉のまちづくり適合証交付審査委員会」の意見を、施設のソフト部門に活かす取り組みも合わせ一層の推進を図ります。

○快適で安全な道路環境の整備を進めるとともに、歩道空間や点字ブロック等へのバイク、自転車、荷物などを放置しないよう、福祉のまちづくりの一環として「こころのバリアフリー化」に向けた啓発活動を推進していきます。

《重点施策》

- ユニバーサルデザインの視点による特定生活関連施設の整備
- 「石垣市福祉のまちづくり条例」の普及啓発
- バリアフリー整備基準に基づく整備の推進

基本目標 2

すべての市民がともに活動できる社会

基本施策1

人にやさしいまちづくり

(2) 移動・交通手段の充実

現状及び課題

○地域の道路交通事情等を考慮し、道路交通環境のバリアフリー化や点字ブロックの敷設などを逐次進めています。

○ニーズ調査から、日常生活を送るうえで移動サービスの必要があるとする回答割合は31.5%となっています。

○「石垣市福祉のまちづくり条例」に基づき、関係機関等との連携を図り、道路交通環境や交通環境のバリアフリー化を進めるとともに、ニーズに応じた移動交通手段の整備を推進していく必要があります。

【施策に関する市民の声】

○道路の溝に車いすのタイヤが挟まり、身動きが取れなくなります。

○歩道が狭く、段差があり車いすや目の不自由な人が通るにはあまりにも危険すぎる歩道が多い。

○福祉車両が少なく、病院へ行く時もなかなか予約が取れない時があります。

○社協のサービスが利用できない場合もあり、もっと自由に外出できるようなサービスを増やしてもらいたい。

○専門的なヘルパーが短時間でも付き添い、外出してくれるサービスや安心して外出できる環境づくりをしてもらいたい。

施策の方針

障がいのある市民の移動をより容易なものにし、その行動範囲を広げ積極的な社会参加を促進していくためには、安全で利便性の高い道路環境や移動交通手段の整備を進めていくことが求められています。

○道路交通整備について、関係事業者と連携を図り、道路交通のバリアフリー整備を推進していきます。

○福祉バスや福祉タクシー、リフト付車輌の普及を図り、公共交通のバリアフリー化を促進します。

○障がいのある市民にとってわかりやすい案内標示の設置を行い、施設利用の促進や移動を支援していきます。

○障がいのある市民が安心して外出できるよう、多目的トイレの設置や車いす利用が可能な商業施設などを示した「バリアフリーマップ」の作成を検討する等バリアフリー整備に対する啓発、外出しやすい環境づくりに努めます。

○社会福祉協議会、サービス提供事業者等との連携による移動支援事業の充実に努めます。

《重点施策》

○道路及び交通安全施設のバリアフリー化の推進

○誰にでもわかりやすい案内標示板の整備

○公共交通のバリアフリー化の推進

○移動支援事業の充実

基本目標 2

すべての市民がともに活動できる社会

基本施策1

人にやさしいまちづくり

(3) 防災、防犯対策の充実

現状及び課題

- ニーズ調査から、災害時に一人では避難できず何らかの支援を必要とする割合は、身体障がい者で48.1%、知的障がい者で89.1%となっています。また、近所に災害時に支援してくれる人がいる割合は、身体障がい者で44.2%、知的障がい者で56.2%となっています。
- 災害時の要援護者に対する迅速な避難誘導体制や情報発信体制の充実を図るとともに、自治会、関係機関との連携による防犯活動を推進する等、災害に強く、犯罪が起こりにくいまちづくりを推進していく必要があります。

【施策に関連する市民の声】

- 体がきつい時や緊急時に、夜間でも駆けつけてくれる仕組みがほしい。

施策の方針

障がいのある市民が安心して安全に生活していくため、台風、地震等の自然災害や人災に対応した防災、防犯対策の強化が求められています。

○石垣市地域防災計画に基づき、個人情報の保護に留意しつつ要援護者の把握を行ふとともに、地域住民、関係機関との連携による避難誘導体制の確立、緊急時ににおける通報システムを充実していきます。

○障がいのある市民が、緊急時に対する情報を迅速かつ、正確に把握することができるよう、インターネット、電子メールなどの多様な媒体を通した情報伝達手段の充実に努めます。

○地域住民、ボランティア、NPO団体等との連携により、防災、防犯活動を迅速に行ふことができるよう、障がいのある市民の参加による防災訓練の定期的な実施に向けた取り組みを進めていきます。

○障がいのある市民が、事件や消費者被害にあうことが無いように、防犯知識や悪徳商法などに対する情報をパンフレットやインターネット、電子メールなどのあらゆる媒体を活用し提供していきます。

○警察、石垣市防犯協会、自治公民館等と連携し、自主防犯組織の立ち上げ支援や防犯活動の充実を促すなど、犯罪が起こりにくい地域づくりに取り組みます。

《重点施策》

- 緊急通報システムの充実
- 地域災害時支援システムの確立
- 防災、防犯活動の促進
- 緊急時における避難誘導体制の確立



基本目標2

すべての市民がともに活動できる社会

基本施策2

雇用、就業、社会活動の場づくり

(1) 雇用、就業支援の充実

現状及び課題

- 現在、就労移行支援事業により、一般就労への移行に取り組んでいますが、一般就労への実績は1人となり、障がい福祉計画の目標に届いていない状況にあります。
- ニーズ調査から、一般会社への就労を希望する身体障がい者の割合は33.3%となっています。
- 就労を支援する施設等の基盤整備や移行を促進するとともに、障がい者への広報活動や就労相談支援体制の充実を図り、障害の程度や状況に応じ無理なく働くことができるよう、就労機会の確保に向けた取り組みを推進する必要があります。

【施策に関する市民の声】

- 自分の考えている自営業や仕事を行いたいと思う場合、相談可能な窓口があれば、大変ありがたいと思う。

施策の方針

障がいのある市民が、社会的に自立し、積極的な社会活動や経済活動に参加するためには、障がいの程度にかかわらずその能力に応じた就業機会が均等に保障されることが求められています。

○一般就労を希望する障がいのある市民に対し、地域における自立生活の実現という視点に立ち、障害福祉施設における就労移行支援事業等の充実を促進していきます。

○指定相談支援事業者（むゆる館、サポートセンターどりいむ）、地域活動支援センター及び就業支援員との連携により、障がいのある市民の就業に関する継続的な相談体制の充実に努めます。

○就業訓練や福祉的就労を行なながら、一般就労への移行を希望する方については、就労移行支援事業所との連携により、就労支援の充実に努めています。

○相談支援事業や就労移行支援事業者等との連携を図りながら、障がいのある市民の就労移行から職場定着にいたる支援体制の仕組みづくりに取り組んでいます。

○障がい者の就業と生活に関する指導、助言、就業準備訓練の斡旋等、障がい者の就業生活における自立を図るために必要な支援を行います。

《重点施策》

- 就労移行支援事業の充実
- 就労移行支援事業者との連携による相談支援の促進
- 職業リハビリテーションの充実



基本目標 2

すべての市民がともに活動できる社会

基本施策2

雇用、就業、社会活動の場づくり

(2) 就業機会の拡大と活動の場の創設

現状及び課題

- 就労支援事業所、授産施設等との連携を図り就労継続支援等の充実に努めています。
- 企業の法定雇用率の遵守に対する啓発活動を推進するとともに、障害の程度や能力に応じて働くことができる雇用先や福祉的就労の場の確保に努める等就労支援体制の充実を図る必要があります。

【施策に関する市民の声】

○ 仕事が探せない、就労訓練を受けても仕事がない。

○ 障がいのある市民と健常者が共に働ける作業所をつくるほしい。私たちにもできる仕事をつくってほしい。



施策の方針

障がいのある市民の雇用情勢はまだ厳しい状況にあり、障がいのある市民の就業機会の拡大と活動の場を創設していくことが求められています。

○ 障がいのある市民の雇用機会の拡大を図るため、就労支援事業者との連携により、民間企業に対する各種制度の周知や利用の促進を進めます。また、障がい者等の雇用に対する相談支援の充実に努めます。

○ 障がいのある市民の就労移行を支援する観点から、行政をはじめ民間企業に対する法定雇用率の遵守に対する啓発活動を推進していきます。

○ 一般企業での就労が困難な障がいのある市民の活動の場、福祉的就労の場の確保に努めます。

《重点施策》

○ 障がい者雇用に対する啓発活動の推進

○ 授産施設、共同作業所への支援

○ 公共施設を活用した就労の場の確保

○ 行政における雇用開発の促進



基本目標 2

すべての市民がともに活動できる社会

基本施策2

雇用、就業、社会活動の場づくり

(3) 雇用、就労条件の改善

現状及び課題

○ニーズ調査から、障がいのある市民が一般就労を行うための環境整備としては「健康状態にあわせた働き方ができること」(44.2%)、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について充分理解していること」(30.0%)等が上位に挙げられています。

【施策に関する市民の声】

○障がいのある人でも働くことができるような場、仕事がほしい。

施策の方針

障がいのある市民が、無理なく仕事につき、働き続けることができる就業環境や就労条件の改善を図るなど、障害に配慮した働きやすい職場の環境づくりが求められています。

○障がいのある市民が、安心し安全に働くことができるよう、職場におけるバリアフリー整備等の推進による就業環境の改善と就労条件の改善に対する理解と協力を深める啓発活動を推進していきます。

《重点施策》

○障がいに配慮した雇用環境、条件等の改善に向けた啓発活動の推進

基本目標 2**すべての市民がともに活動できる社会****基本施策3****保育、教育機会の保障****(1) 療育支援の充実****現状及び課題**

- 発達障がい児（L D, A D H D、アスペルガー症候群、高機能自閉症等）
が増加傾向にあり、診断を求める相談や発達障害に対する相談件数が増加しています。
- ひまわり（石垣市障害児通園事業）、ちゅらハウスが実施する児童デイサービスにより療育支援を行っていますが、継続的な発達支援の体制づくりが必要です。

【施策に関する市民の声】

- 専門性を高めた相談支援体制が不足している。
- 検診後、どのようなサービスが受けられるのかわからない。公的サービスの利用に対する P R が必要。
- 障害の発見から、一人ひとりの状況に応じたトレーニングを継続して受けられる支援が必要。

施策の方針

発育・発達上の問題が発見されたとき、障がいのある子どもと保護者が障害を理解し、受け止め、専門性のある相談支援を受け、一人ひとりの状況に応じて適切で連続性のある療育支援が受けられる体制が求められています。

○障害を早期に発見し、早期にかかわりを持つことができるよう、母子保健事業を通し日常生活における自立支援や子育てに対する育児不安の軽減に努めます。

○専門性を高めた相談支援体制の充実に努め、一人ひとりの状況に応じた保育、就学へとつないでいくため、障害に早期に関わりを持つことができるよう「親子教室」の開設に向けた取り組みを検討するなど、適正な療育支援体制の充実を図ります。

《重点施策》

○母子保健事業の充実

○専門性を高めた相談支援体制の充実

○療育支援体制の充実

○療育支援にかかる専門職員の適正配置への取り組み検討



基本目標 2

すべての市民がともに活動できる社会

基本施策3

保育、教育機会の保障

(2) 保育、教育内容の充実

現状及び課題

- 障害の重度化、重複化や学習障害（L D）、注意欠陥多動性障害（A D H D）、高機能自閉症など発達障がいのある児童に対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行う「特別支援教育」が導入されました。
- 現在、障害の特性に応じた指導方法、内容の工夫改善を図るため琉球大学との連携により、年1回特別支援学級担当者の研修を行っています。

【施策に関する市民の声】

- 自閉症、情緒学級の開設等発達障がいのある子どもの教育環境の充実が必要。
- 臨床心理士等の専門職員が不足している。
- 発達障害を理解している教職員が少ない。

施策の方針

障がいのある児童生徒が、各発達段階において個々に持っている能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、個々の障害に対応し一貫した相談体制に基づき、創意工夫のある特別支援教育の充実が求められています。

○個々のニーズに対応した療育、保育、学習支援に対し専門的にかかわりを持つことができるよう保育士等の資質を高めていくための研修や実践等の機会の拡大を図ります。

○巡回指導や研修会等を通して、指導方法や指導内容等の創意工夫に努め、障がいのある子どもの状況に応じた幼稚園並びに各学校における専門的な教育と指導体制の一層の充実を図ります。

○適切な保育、教育を提供していくため、拡大教科書の提供やIT機器等を含めた教材教具の充実を図ります。

○特別支援学校との連携を図り、障がいのある児童と、障がいのない児童との交流を通してお互いを理解しあう人権教育、福祉教育の充実を図ります。

《重点施策》

○保育士等の資質の向上

○障がいの状況に応じた特別支援教育の充実

○特別支援学校との交流教育の充実

○教材教具の充実

基本目標 2

すべての市民がともに活動できる社会

基本施策3

保育、教育機会の保障

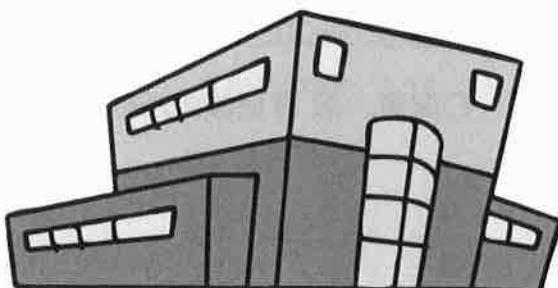
(3) 保育、教育基盤の整備、拡充

現状及び課題

- 就学指導委員会（教諭、医師、福祉関係者等）により、対象児童・生徒の就学の相談、指導を実施しています。
- 特別支援教育支援員（介助員）を幼稚園3園、小学校6校、中学校1校に配置しています。
- すべての幼、小、中学校においてバリアフリー整備を進め、障がいのある子どもの受け入れ体制を整えています。

【施策に関する市民の声】

- 学校に配置されるヘルパーの人数が少ない。
- 学校施設もバリアフリー化を進めるべき。



施策の方針

障がいのあるすべての子どもたち一人ひとりのニーズに柔軟に対応し、成長過程の各段階において保育、教育を受ける機会を均等に保障していくことが強く求められています。

○障がいのある子どもとその保護者等に対し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の充実に努め、のびのびとした保育及び学校生活が送れるよう支援していきます。

○就学指導委員会による進路指導に基づいた保育所（園）、幼稚園、小中学校での受け入れ体制の充実に努めます。

○障がいのある子どもたち一人ひとりのニーズやそれぞれの障害に応じた適切な保育、教育が行われるよう特別支援教育支援員の適正配置に努めます。

○障がいのある児童が、学習面や学校生活面で支障をきたすことがないよう、トイレの改善、スロープや手すり設置など学校施設のバリアフリー化を推進します。

《重点施策》

○保育施設、教育施設による受け入れ体制の充実

○児童生徒の校内生活を支援する介助員の配置

○個別ニーズに応じた適正な就学指導の推進

○保育、教育施設のバリアフリー整備の推進

基本目標 2

すべての市民がともに活動できる社会

基本施策3

保育、教育機会の保障

(4) 生涯学習環境の充実

現状及び課題

○婦人学級、高齢者学級への障がい者福祉に関する学習内容は取り入れられておらず、市民に対する福祉教育の普及啓発に課題があります。

施策の方針

障がいのある市民が、生涯を通して学習意欲を高め自己実現を果たし生きがいを持って暮らしていくことができるよう学習環境を整えていくことが求められています。

○障がいのある市民が利用しやすい社会教育施設等のバリアフリー整備を推進していきます。

○生涯学習の一環として開催されている各種学級及び講座等に障害者福祉に関する学習内容を取り入れ、障害に対する理解を深める機会の充実を図ります。

《重点施策》

○生涯学習メニューの整備

○社会教育施設等のバリアフリー整備の推進

基本目標 2

すべての市民がともに活動できる社会

基本施策4

スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進

(1) 社会参加機会の拡充と場づくり

現状及び課題

- 障がいのある市民の屋外活動をサポートできる人材の養成を図っています。特に、石垣島マラソン大会では、他県から参加希望の視覚障がい者に伴走ランナーの紹介や車イスダンスサークルの活動助成を行っています。
- 「共生」と「競技性」が融合できる方向性を考える必要が出てきています。また、体育指導委員に障害スポーツ専門指導員がいない等、障がいのある市民が気軽にスポーツに親しむための環境づくりに課題を残しています。

【施策に関する市民の声】

- 障がい者としての壁を超えて、自分の障害ニーズに合ったトレーニングを日々欠かさず、マイノリティーな生活を送ることがよいでしょう。パラリンピックがオリンピックと同化した今日、前に進みましょう。



施策の方針

障がいのある市民が、スポーツ・レクリエーション、文化活動を通じて、健康づくりや社会参加の実践活動が盛んになるとともに、生活の質を高めながら生きがいをもって暮らしていくことができる環境づくりが求められています。

○障がいのある市民が気軽に参加できる環境づくりの一環として、石垣島マラソン大会等のスポーツ大会や交流イベントを通して、障害に対する理解を深め、市民相互のふれあう機会の拡充に努めています。

○関連のある課、団体と連携を深め、独自の取り組みや共催事業により、スポーツ、レクリエーション、文化活動を通した社会参加を拡充していきます。

○各種文化、スポーツ・レクリエーション活動メニューの充実を図るとともに、指導者の養成・確保に努めています。

○障がいのある市民が、多様な文化、芸術活動に参加することができるよう、コミュニケーション支援の充実に努めます。また、多様な文化、創作活動に対する支援と成果発表機会の提供に努めます。

○障がいのある市民が利用しやすい、施設整備に取り組みます。

《重点施策》

○スポーツ・レクリエーション、文化活動の充実

○指導者の養成・確保

○コミュニケーション支援の充実

基本目標 3

すべての市民がともに自立できる社会

基本施策1

自立生活支援の充実

(1) 在宅支援サービスの充実

現状及び課題

○障害者自立支援法の成立に伴い、障がいのある市民の自立支援と地域生活への移行を促進していくため訪問系サービス、日中活動系サービス及び地域生活支援事業等を一元的に提供する体制が整備されています。

○在宅支援サービスについては、多様なニーズを踏まえ適切なケアマネジメントに基づき、利用者が主体的にサービスを選択し利用できる体制づくりや各種在宅支援サービスの充実を図る必要があります。

【施策に関する市民の声】

○サービスに差が大きい。ほとんど同じような生活、障害なのに支給が違うのが納得できない。

○どのようなサービスを、どのように利用すると生活が楽になって暮らしやすくなるのか包括的にマネジメントしてもらいたい。

○外出や通院の際の行動援護などの福祉サービスを充実してもらいたい。

施策の方針

障がいのある市民の在宅生活を支えながら、自立していくことを支援していくため、利用意向を踏まえ、適切なサービスを提供していくことができるよう、在宅支援サービスの充実を図ることが求められています。

○ 障がいのある市民が個々の状況等に応じ、在宅支援サービスを主体的に選択し利用できるサービス提供体制の確立を図ります。

○ 関係機関との連携・調整によりサービス基盤の整備を促進するとともに、サービスの質の向上に向けた取り組みを進めています。

○ 障がいのある市民の在宅生活を支援し、社会的な自立を促していくため、地域生活支援事業の充実に努めています。

《重点施策》

○ サービス提供基盤の整備促進と質の向上

○ ケアマネジメントの充実

○ 適切な事業目標の設定

○ 地域生活支援事業の充実



基本目標 3

すべての市民がともに自立できる社会

基本施策1

自立生活支援の充実

(2) 施設サービスの充実

現状及び課題

- 障害者自立支援法により、施設入所者の地域への移行を基本としながら利用者のニーズに応じ、複数の事業を組み合わせた多機能型のサービスを提供する体制が整いました。
- 今後は、施設等が制度に基づき円滑に移行し、より充実したサービスを提供できるよう関係機関との連携、調整を行ながらサービス提供基盤の整備を促進する必要があります。
- また、施設利用に対する支援を行うとともに、施設利用者や入院者の地域生活への移行を促す取り組みに努める必要があります。

【施策に関する市民の声】

- 今後を考えると施設に入所したいし、短期入所なども利用したいが受け入れてくれる施設が少ない。そのなかでいろいろな支援をしてくれると安心できる。
- 今後、親がなくなった状況を考えて、住みやすい施設でその子らが親に頼らず成長できる場があれば悩まずに住める。
- 児童専用の施設ができると助かります。高校までの児童を支える施設（入所）を希望したい。

施策の方針

障がいのある市民が、障害の状況に応じて適切な施設サービスを利用し、自立した社会生活や就労等による社会参加を促進していくため、個々のニーズに応じた施設サービスの充実に向けた取り組みを推進するとともに、身近な地域での施設入所支援が求められています。

○福祉施設等における介護や自立訓練及び就労支援を行なう中活動系サービスと施設入所等の居住系サービスの円滑な提供に向けた基盤整備を促進します。

○施設入所が必要な障がいのある市民に対し、施設利用に対する支援の充実に努めるとともに、入所者の地域生活へ移行を促す支援の充実に努めていきます。

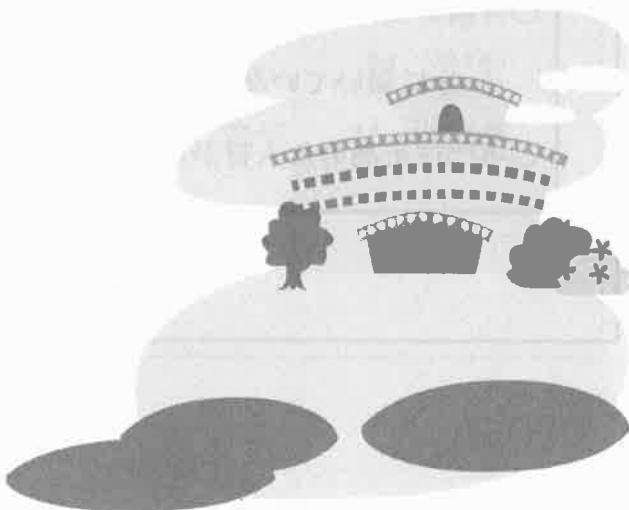
《重点施策》

○施設入所に対する支援

○新体系サービスへの円滑な移行支援

○サービス提供基盤の整備促進

○地域生活への移行支援



基本目標 3

すべての市民がともに自立できる社会

基本施策1

自立生活支援の充実

(3) 相談支援体制の充実

現状及び課題

- 地域生活支援事業により、指定相談支援事業者 [(福) 社会福祉協議会、(福) わしの里] に委託し実施しています。そのうち専門的な相談が必要と認められる事業所には市町村相談支援強化事業も併せて実施しています。
- ニーズ調査から、相談先は身近な家族 (66.5%)、友人知人 (38.1%) などとなっており、指定相談事業者や関係機関等への相談割合が極めて低くなっています。
- これらを踏まえ、相談窓口の周知徹底、専門的な相談機能の充実を図るとともに、身近な地域での相談支援体制づくりを推進する必要があります。

【施策に関する市民の声】

- 困っていることが相談でき、すぐに対応、実行してもらえるようになると住みやすくなる。
- 今後の対応を相談する窓口を知らない人が多く、必要とする情報や支援が十分に届いていない。
- 専門性を高めた人材がいる相談支援体制の充実が重要。

施策の方針

障がいのある市民の社会的な自立を支援する第1歩として、日常生活のなかで発生する様々な問題点や課題等に対し、適切に対応することができる専門性の高い相談体制の充実を図るとともに、相談先やその利用に対する周知活動の充実が求められています。

○障がいのある市民が、相談できる場所が分からず、利用可能な福祉サービスや支援施策を利用できない状況にならないよう、身近に利用できる相談窓口や相談内容についての周知活動の徹底とわかりやすい情報提供の仕組みづくりに努めます。

○障がいのある市民やその家族が抱える様々な相談ニーズに応じて、的確な相談支援が行えるよう、指定相談支援事業所、関係機関等と連携し専門性を重視した相談支援体制の充実に努めます。

○身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び関係機関との連携による相談支援ネットワークの充実を図るとともに、地域のソーシャルワーク機能を高めるための取り組みを検討していきます。

《重点施策》

○相談窓口、相談内容等の周知活動の推進

○専門性の高い相談支援体制の構築

○専門職の適正配置の検討

○ソーシャルワーク機能の向上に向けた体制づくりの検討

基本目標 3

すべての市民がともに自立できる社会

基本施策1

自立生活支援の充実

(4) 権利擁護の推進

現状及び課題

○地域生活支援事業により、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し成年後見制度の利用と活用を促しています。

○障害の重度化や重複化する等、社会的な支援を必要とする市民の人権を保障し、利用者本位に基づくサービスの提供や尊厳を持って日常生活を営むことができる支援体制の充実が求められています。

施策の方針

市民一人ひとりの尊厳を尊重する意識の高揚を図るとともに、福祉サービスを主体的に選択し、住み慣れた地域社会のなかで自分らしく暮らし続けることを保障する環境づくりや人権擁護に対する取り組みが求められています。

○市民一人ひとりが、人権尊重に対する意識を深める啓発活動を推進し、偏見や差別意識を持たない環境づくりを進めます。

○日常生活上や福祉サービスを利用する場合に不利益を受けることがないよう地域福祉権利擁護事業の周知を図るとともに、制度利用を促進していくための支援を進めます。

○成年後見制度の実施については、現在、社会福祉協議会を通して実施されている
地域福祉権利擁護事業との兼ね合いを検討しながら制度利用を促進します。

○関係機関と連携し、障がいのある市民に対する虐待防止と被害者保護への取り組みを推進します。

《重点施策》

- 障がいのある市民の権利擁護に対する取り組み
- 成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の周知と把握
- 虐待防止対策の推進



基本目標 3

すべての市民がともに自立できる社会

基本施策2

住まいの確保

(1) 障がいに配慮した住宅の確保

現状及び課題

○公営住宅への優先入居に対する処遇の配慮、住宅改修補助を行うとともに、障がいのある市民の住宅確保対策として、指定相談支援事業者に委託し実施しています。

○グループホーム、ケアホーム等については受け皿となる施設が不足している状況にあります。

○施設入所者、長期入院者の地域生活への移行という制度の方向性を踏まえ、障がいのある市民が安全で快適に暮らすための多様な住宅の確保に向けた取り組みが必要となっています。

【施策に関する市民の声】

○障がい者が住みやすい住居、アパートがない。アパートに住むための保証人がいない。

○障がい者が気軽に利用できるグループホームや生活環境の整備を早急にすすめて欲しい。

○住宅改修の補助をもっとあげてもらいたい。

施策の方針

1) 住環境の整備

障がいのある市民が、住み慣れた地域のなかで自立した生活を営むには、生活の拠点である住宅の確保やその環境整備に向けた取り組みが求められています。

○住環境の整備については、障がいのある市民に配慮した公営住宅の整備を推進するとともに、既存入居者の要請に応じた住宅改修への対応を推進していきます。

○新規住宅建設等については、すべての人にやさしい住宅となるようユニバーサルデザインの視点に立った利便性の高い空間や施設を兼ね備えた住宅の確保や普及を促しています。

2) 在宅生活に資するグループホームの整備

○精神及び知的障がい者の自立生活に資するグループホームについては、民間及び公営住宅における場の確保を検討していくとともに、民間活力を活用した整備を促進していきます。

3) 障がいのある市民の民間住宅への入居支援

○障がいのある市民が、民間住宅への入居に対し、障害を理由に拒否されることがないように、住宅入居等支援事業を通した支援を行います。

《重点施策》

- 障害に配慮した住宅の確保
- バリアフリー住宅の整備促進
- 住宅改修の助成制度の充実
- グループホームの整備充実
- 民間活力による整備の促進
- 民間住宅への入居支援



基本目標 3

すべての市民がともに自立できる社会

基本施策3

経済的負担の軽減

(1) 経済支援の推進

現状及び課題

○ 障がいのある市民が地域で安心して生活することができるよう、各種支援制度の周知に努め、その利用を促進していくことが必要です。

【施策に関する市民の声】

○ 現在、生活保護を受けているが生活が苦しい。

施策の方針

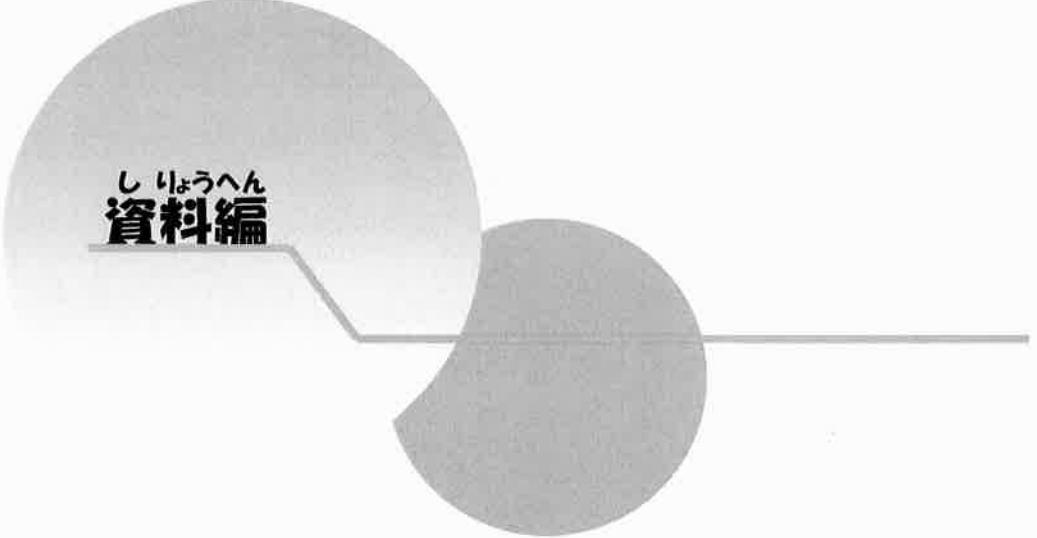
障がいのある市民の経済的な負担を軽減していくため、各種制度の周知並びに既存の各種手当、助成制度の経済支援を継続して実施していきます。

《重点施策》

○ 各種障害者手当等の適切な支給

○ 自立支援医療費の周知及び給付

しりょうへん
資料編



資料 1 計画策定の経緯

石垣市障がい者福祉計画、石垣市障害福祉計画策定の経緯

平成21年10月2日	事務調整(アンケート内容の検討)
平成21年10月16日	第1回市民ワークショップの開催(健康福祉センター)
平成21年10月27日	アンケートに関する説明会(民生・児童委員)
平成21年10月28日 ～11月13日	アンケート調査
平成21年11月5日	第3次石垣市障がい者福祉計画策定における調査表を関係各課へ依頼
平成21年11月9日	第2回市民ワークショップの開催(健康福祉センター)
平成21年11月13日	石垣市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱及び石垣市障害福祉計画策定委員会設置要綱の一部改正
平成21年11月25日	第3次石垣市障がい者福祉計画策定委員会委員及び第2期石垣市障害福祉計画策定委員会委員の委嘱・任命、第1回策定委員会、策定について策定委員会に諮問
平成21年12月9日	関係各課等ヒアリング
平成21年12月22日	第2回策定委員会
平成21年12月22日	第1回グループインタビュー実施(障がい者団体)
平成22年1月13日	第2回グループインタビュー実施(発達障がい児の親の会)
平成22年1月13日	関係機関及び関係各課等ヒアリング
平成22年1月27日	第3回策定委員会
平成22年2月1日 ～3月2日	パブリックコメント実施
平成22年2月19日	第3回グループインタビュー実施(ダウン症児の親の会等)
平成22年3月5日	第4回策定委員会
平成22年3月29日	第3次石垣市障がい福祉計画案及び第2期石垣市障害福祉計画案の答申

資料 2 石垣市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 障がい者が地域の中で共に暮らす社会の実現を目指し、障がい者福祉計画を策定するため、石垣市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、調査及び審議する。

- (1) 障がい者福祉の基本的な考え方に関すること。
- (2) 障がい者福祉の現状と問題点に関すること。
- (3) 障がい者福祉施策の体系化と相互連携に関すること。
- (4) 障がい者福祉施策の課題及び目標と具体的方策に関すること。
- (5) 障がい者福祉計画の実施及び推進体制に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害福祉の知識及び経験のある者
- (2) 障がい者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の目的達成をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席して開くものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(作業部会)

第8条 委員会の事務を補佐するため、作業部会を置く。

2 作業部会は委員長の指示により、次の業務を行う。

- (1) 第2条の審議事項の調査に関すること。
- (2) 委員会に提出する原案の作成に関すること。

3 作業部会は市の職員及び福祉団体従事者をもって構成する。

4 作業部会に部会長を置き、保健福祉部障がい福祉課障がい福祉係長をもって充てる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

資料 3 石垣市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 名	備 考
1	慶田盛 誠	八重山福祉保健所 福祉総括	
2	諸喜田 美智代	八重山福祉保健所 地域保健班長	
3	玻名城 安 教	八重山特別支援学校 教頭	
4	東嵩西 美 寛	石垣市社会福祉協議会 事務局長	
5	比 嘉 玉 子	八重山身体障害者福祉協会 会長	
6	津嘉山 航	沖縄県相談支援体制整備事業 アドバイザー	副委員長
7	宮 城 信 義	知的障害者入所更生施設おもと学園 施設長	
8	小 倉 隆 一	ちいろば保育園 園長	委員長
9	大 濱 守 哲	八重山精神療養 者家族会「やらぶの会」代表	
10	長 嶺 孝 子	知的障害者相談員	
11	仲 盛 照 子	八重山ひまわり会 監査役	
12	米 盛 恵 子	身体障害者療護施設ハーモニー 事務長	
13	高 木 小百合	ちむほっと 代表	
14	矢 崎 真 一	ぴゅあの会 代表	
15	崎 原 喬	企画部長	
16	森 永 用 朗	保健福祉部長	
17	松 島 昭 司	教育部長	
18	宮 良 信 世	保健福祉部 児童家庭課長	
19	石 垣 純	保健福祉部 介護長寿課長	

資料4 アンケート調査の概要

1 調査の目的

石垣市障がい者計画及び障害福祉計画の見直しに向け、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等を対象に、日常生活の状況や今後の意向など、当事者の意見をお伺いし、福祉施策の充実を図ることを目的にアンケートを実施しました。

2 調査の対象者

- ①身体障害者手帳所持者のうち、65歳以上を除いた770人を対象に無作為に抽出しました。
- ②療育手帳所持者のうち、332人を対象に無作為に抽出しました。
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者のうち181人を対象に無作為に抽出しました。

3 調査主体

石垣市保健福祉部障がい福祉課

4 調査期間及び調査方法

調査期間：平成21年10月28日～平成21年11月13日までを基本としました。

調査方法：

対象者	調査方法
在宅の身体障害者	民生委員を調査委員として、配布・回収
施設の身体障害者・知的障害者	施設に調査を依頼し、配布・回収
通院・入院中の精神障害者	医療機関等に依頼し、配布・回収

5 調査票

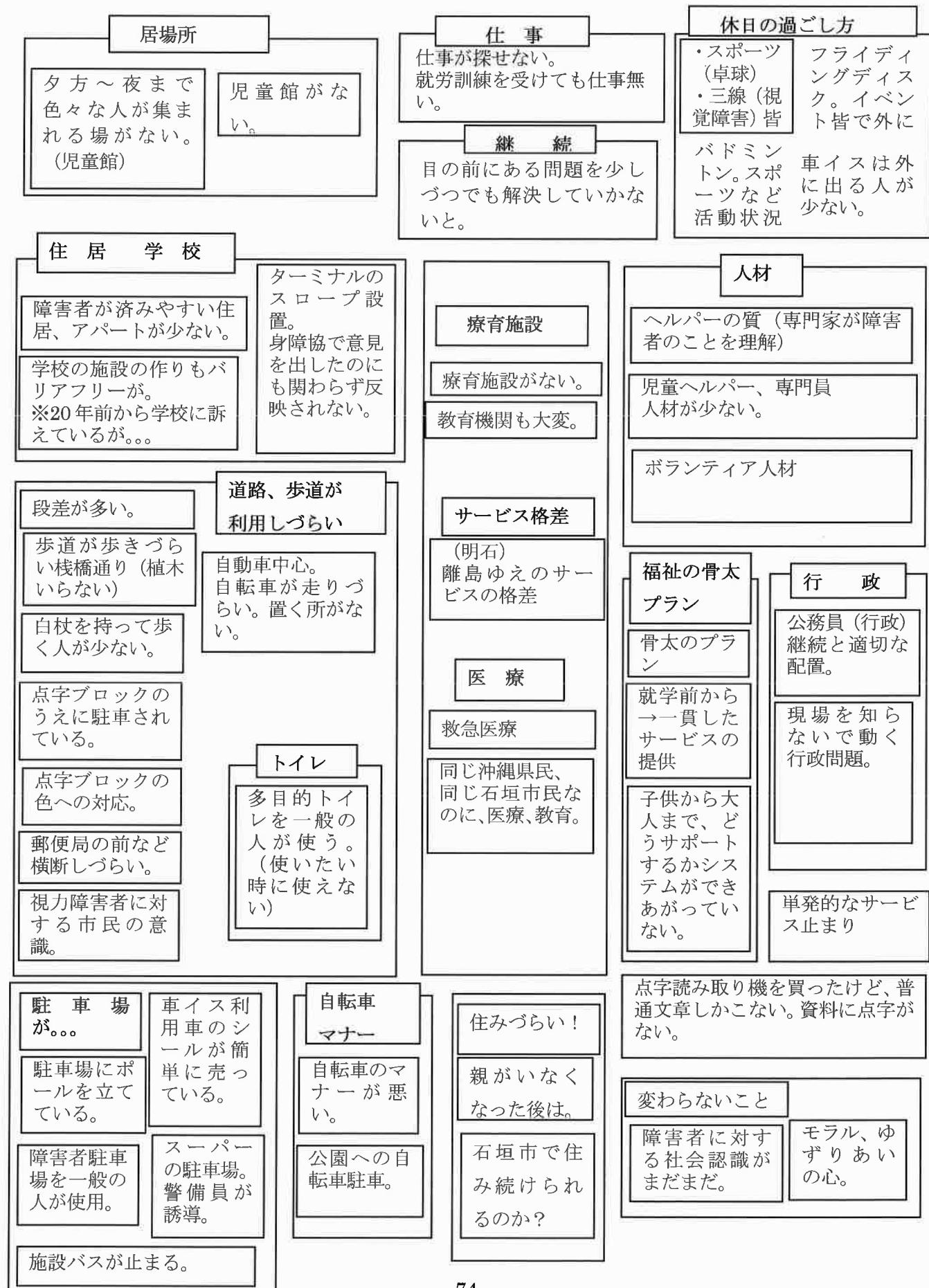
調査票は、障害別に設問項目が異なるため、身体・知的・精神の調査票を作成しました。

6 調査票配布・回収状況

調査対象	配布数	回収数	回収率(%)
身体障害者手帳所持者	426	260	61.03
療育手帳所持者(知的障害者)	219	105	47.95
精神障害者保健福祉手帳所持者	120	58	48.33
合計	765	423	52.29

資料5 ワークショップの概要

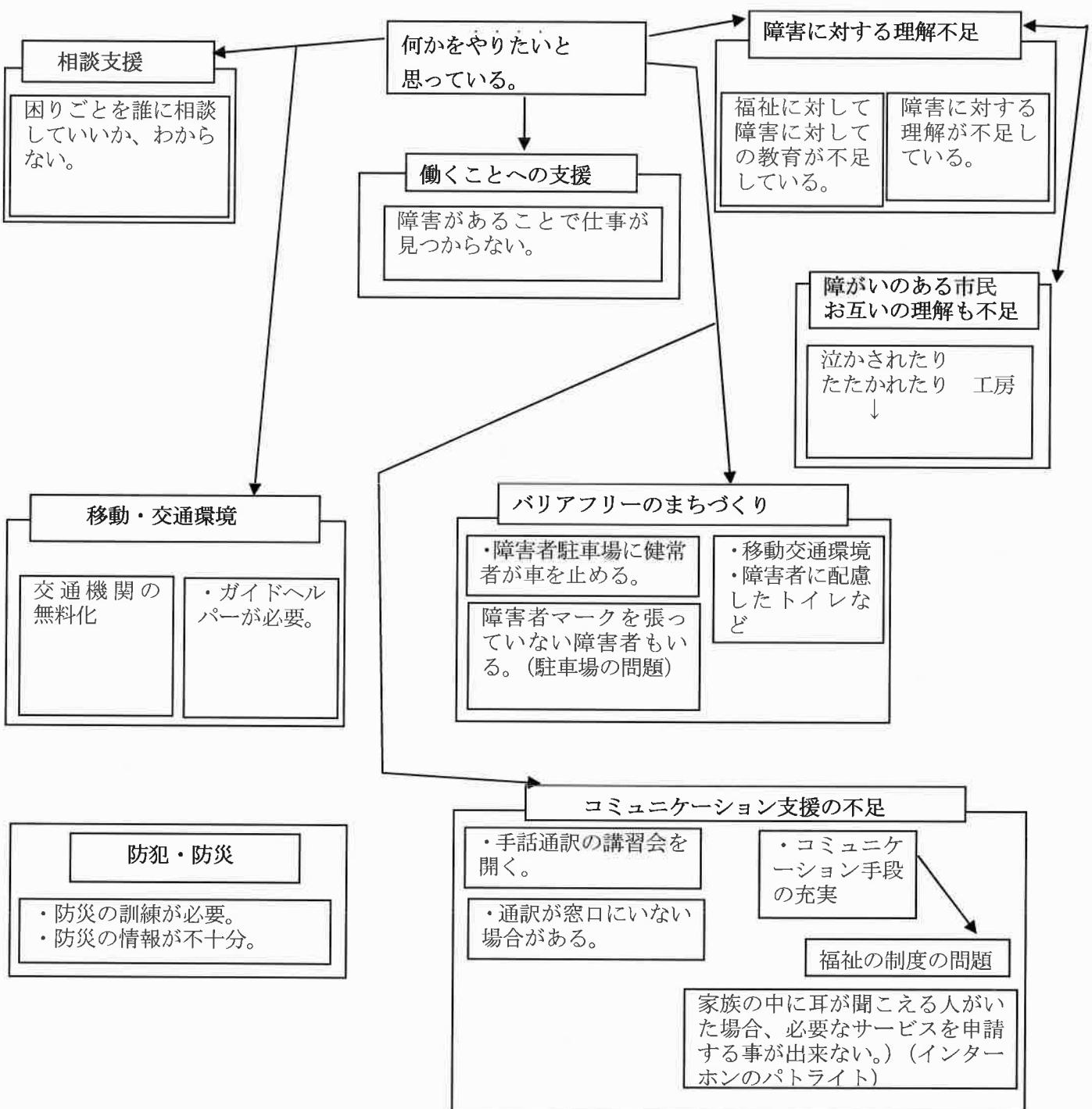
『障害のある市民の福祉に関する問題点、課題』(その1) 2009.10月



『障害のある市民の福祉に関する問題点、課題』(その2) 2009.11月

楽しく生活するために		ともに考え ともに活動する		施設のバリアフリーについて。その施設を利用する障がい者的人に実際に試してもらいたい意見を反映してくれたらいい。	
地域（隣近所、集落の中）でもう少し居場所作りが出来ないのか。（18歳以上の障害者の）	小中高、年1回車イス体験数を増やす。	一緒に（共に）町を歩く。障害者と一緒に実際に歩こう。			
居酒屋の店が地下にあったり2階にあつたりで車イスで入れない場所がある。	福祉教育課の映像ビデオ	このような機会（ワークショップ）を定期的に設けて欲しい。	道路障害物の撤去について。市と障がい者が一緒になって回り、撤去する日を設ける。		
施設での生活について	自立生活	サービスの格差	飛行機の利用	外出・移動	
出来れば家族と住みたいけれど、今は施設にいた方が安心。（施設の面など）	一人で自立して暮らしたい。スーパーが新しいアパートがいい。	沖縄本島の福祉サービスと石垣島では差がありすぎると思う。	障害者割引の他に航空運賃割引を作つてほしい。（八重山では受けられない医療がある為、本島に行かなくていけないので）	出掛ける機会増やしたい。	
施設では出来る事が限られている。	生活保護を削らないで欲しい。ノートパソコンが欲しい。windウズ7	施設入所利用料の負担が大きい。	飛行機座席の中央通路を広げて欲しい。	移動支援、月10時間では足りない。	市役所へ用事で行った時、支援する人が欲しいです。
仕事について	住まいについて		道路について		
障がい者と健常者が共に働く作業所が欲しいです。	障害者の公営住居を（団地）を借り易い様にしたり、民家のアパートを借りたりしているが家賃を払うのが大変です。		オルゴールが鳴るような信号機が欲しい。		
福祉センターから仕事貰っているが、こうせいえんの仕事も貰っている。私達に出来る仕事を作つて欲しい。例：名刺の注文など。	家の改修をする時にもっと補助してもらいたい。		歩道の木、無くして欲しい。自転車がすいすい通れるように。		
給料がいっぱい欲しい。	民間アパートを借りた時に家賃補助をしてもらいたい。		道路の側溝編み目に車イス前輪が挟まる。		
働き先をもっと増やして欲しい。	今では法律で5階以上のアパート、マンションにエレベーターを取り付ける義務が無いのでエレベーターを取り付けて貰えるように（せめてスロープ）すれば良いと思う。		歩道と車道間の段差がある。那覇は無い所も多い。		
障害者施設の賃金が極端に少ない。ちゃんとした技術を持っていいる人もいるので勿体ない。	団体、グループホームに住みたいのですが、どうすればいいか。アパートに住む為の保証人がいない、どうすればいいのか。		電動車イスで移動している人が少ない。		
今やっている仕事を続けてる。			歩道が狭くて利用しづらいと思う。		
障害者マーク			車道と歩道の段差の為、歩きづらいと思う。		
障害者マークを車に必ず取り付けろ。（義務化する）			歩道に障害物があり使用するのに骨が折れ、不満がある。		
障害者スポーツ	緊急時の援助		歩道から車道へ降りる場所が限られ、気軽にわたれない。		
障害者全ての人が参加のスポーツ大会	体がきつい時にすぐに助けてくれる人が欲しい。夜間でも駆けつける何か仕組みが欲しい。		スロープが必要。		
日常用車イスは国からの補助はあるが、スポーツ関連の車イスは全て自己負担なので、国からの補助が欲しい。	今、家に閉じこもっている年寄りが多い。外に出る為に声かけして欲しい。お金を取ってる？と思っている方が多いので、負担を軽くして欲しい。障害者とお年寄り生活の中で一番困っているのがお互いに困る。				
	その他	トイレについて			
	バンナ公園。園路の整備が途中で止まっている。		公園のトイレのペーパーを皆が使用し易いように準備しておくようにする。		
	仏壇をみたくない。		トイレがこわい。（公共公社は電気を消すから）		
			公衆トイレの面積を広くして欲しい。		
			出掛けたいが、車イス用トイレがあるか不安。縦の手すりが無い所がある。		

障がい福祉の問題点、困っている事（その1） 2009.10月



障がい福祉の問題点、困っている事（その2）

施設サービスについて <ul style="list-style-type: none">・資格（知識）がある人を職員として採用して欲しい。・種別に分けて欲しい。小規模、ケアホーム等。（身体・知的・精神）	手話通訳者 <ul style="list-style-type: none">・警察、消防、病院に手話通訳設置があつたらいいと思う。・役所にいる通訳者のレベルが低すぎて使えません。採用する時の条件を厳しくしてください。・病院の受付や薬の窓口や会計に名前の呼び出しに対しテネオンかパイプ付きの器具を用意して欲しい。	福祉制度について <p>セーフティネット 手帳を持っている人全員の一人一人の状況を見てやる保障が必要。本当は障害のあるなしに関わらず必要。そしたら障害者も助かる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ベーシックインカム→負の所得税。必要な人に所得をあげる。・障害を持った時点で働けない障害であるにも関わらず年金、健康保険、税金等の負担が大きい。・国制度が一人の人間として見て欲しい。一人の人間の現状を見る。生活保護は家族全体でしか見てくれない→離婚した方が有利。・生活保護→どん底に落ちた人を支援するもの。しかし落ちる前に保護援助することをしないと自殺者が減らない。	福祉制度サービスについて <ul style="list-style-type: none">・別府では無料のタクシーチケットがあつたが、石垣市ではないのか。・代行サービス 買い物等また福祉のまちづくりの条例が審議トップアップされているので利用者を多く参加させる。・総合体育館などソフトバレーサークル（平日）で体育館を障害手帳で半額でもいいけどだめかな。・障害手帳で赤と青の色は飛行機に半額で乗れるが普通の障害手帳でも半額はだめかな。・介護タクシーが遅い時間はやつてない。19時あと。・介護ホームを作つて欲しい。
人材育成 <ul style="list-style-type: none">・教育者の研修方法を深める場が必要。専門的な研修、人材育成。・学校に配置されるヘルパー人数が少ない。・ヘルパーが利用者と真剣に向き合つて欲しい。・交通安全協会の方も障害者の事を理解して欲しい。（祭りとか行事）	トイレ、建物のつくり <ul style="list-style-type: none">・古い建物は和式トイレが多い。バリヤフリートイレの確保。・お店の障害者の為の出来る工夫をして貰う。市の施策とか喚起が必要。	社会参加について <ul style="list-style-type: none">・障害者が集まる場所が欲しい。（八身協の事務所）・行事などの障害者のスペースが欲しい。（豊年祭など）・車イスでも入れる居酒屋が必要。（トイレとか）申請時にバリアフリーの許可。・内部障害者の集いが欲しい。・北海道に旅行に行きたい。楽しみにまつている。	相談について <ul style="list-style-type: none">・就学のことについて相談したい。（教育委員会以外でも相談出来る所が欲しい）・兄弟支援や心理相談等がほしい。・福祉に関わる仕事がしたい。（相談事業）
歩道のつくり <ul style="list-style-type: none">・歩道の段差が整備されてなく歩きにくい。平らでなく危険	住まいについて <p>バリアフリーのアパートがない。あつても高い。</p>	バリアフリーマップ <p>バリアフリーマップ</p>	情報の提供、公開 <ul style="list-style-type: none">・情報提供の場を作つて欲しい。（耳に入らない為どうしても情報が遅れる）・苦情処理について、内部の人だけでなく外部の方に見て欲しい。
その他 <ul style="list-style-type: none">・一人暮らしで食事がおいしくない。ご飯作る気がしない。・ケンカしてイライラする事がある。	緊急時の対応について <p>郵便局のATMに問題が生じた時の問い合わせ方法を考えて欲しい。（窓口の時間外）</p>	協働・定期的な話し合い <p>定期的に役所を交えて話し合いの場がほしい。（施設内）</p>	仕事について <ul style="list-style-type: none">・ハローワークでは仕事が見つかりにくないので私立支援センターに仕事をもつてこれるようにしてもらえたたら。・アルバイトがしたい。（2～3時間）・わしのさとをやめたいとおもいます。べつなしごとをさがしたいです。なかよくしたいです。

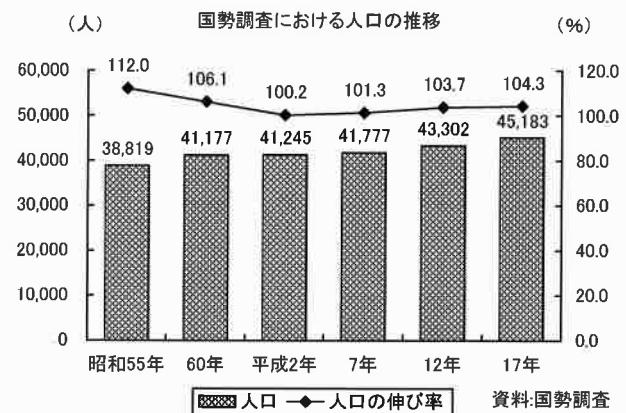
資料6 現況の整理

1 障がいのある市民の状況

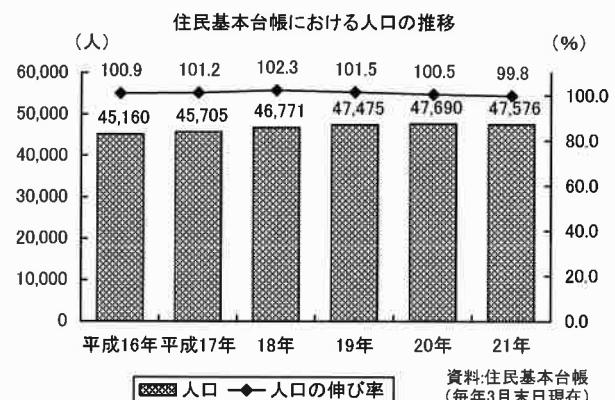
(1) 人口、世帯の動向

1) 人口動向

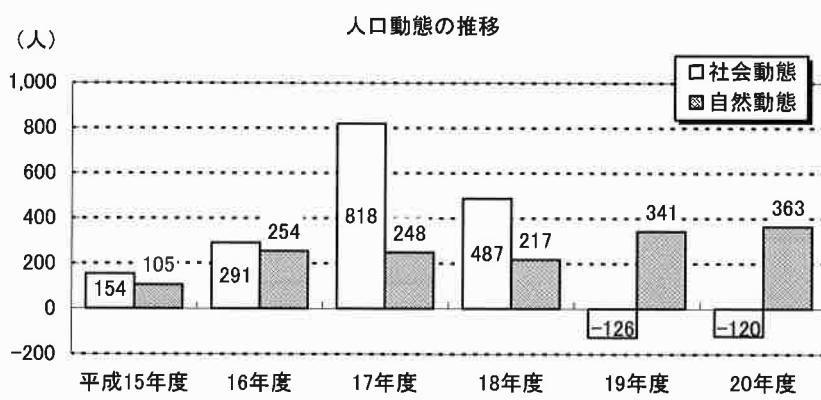
- 国勢調査における平成17年の本市の人口は45,183人で、昭和55年(38,819人)以降増加で推移しています。
- 人口の伸び率は、平成2年まで減少しますが、平成7年以降微増で推移しています。



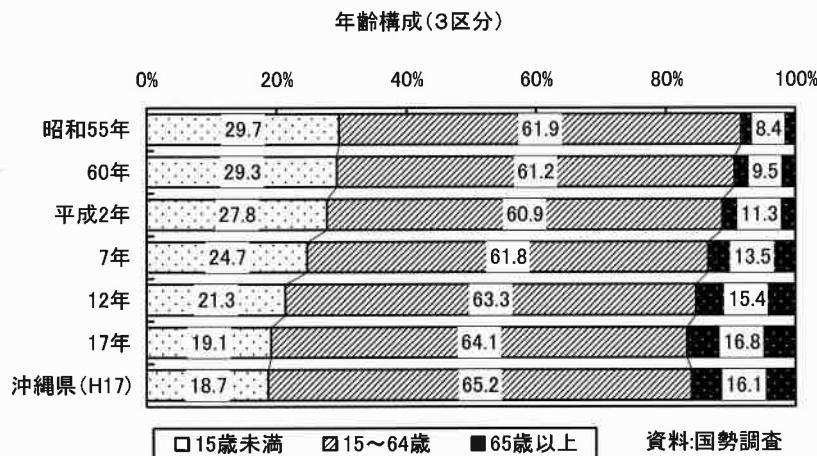
- 住民基本台帳における平成21年の本市の人口は47,576人となっています。
- 平成16年から平成20年まで観光産業の伸長や移住ブーム等に起因して、増加で推移した人口は、平成21年に減少に転じています。



- 人口動態をみると、自然動態は平成15年度以降安定した出生数により増加で推移していますが、社会動態は平成17年度まで転入超過を示していましたが、平成19年度以降転出超過で減少に転じています。

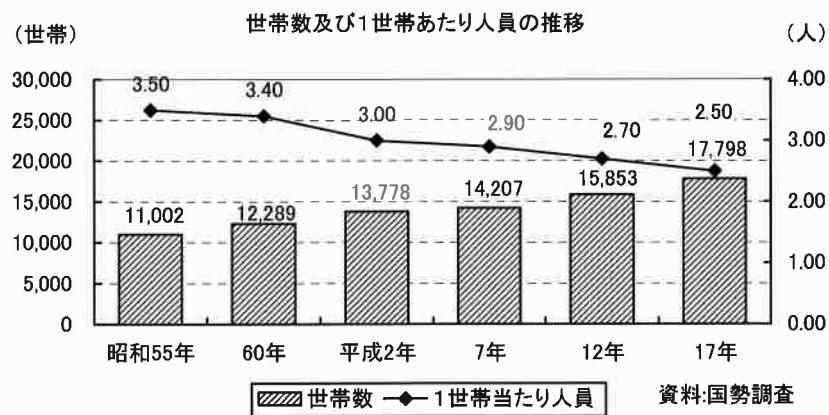


- 国勢調査における平成 17 年の年齢構成をみると年少人口（15 歳未満）が 19.1%、生産人口（15～64 歳）が 64.1%、老人人口（65 歳以上）が 16.8% となっています。
- 昭和 55 年からの推移をみると、年少人口割合の減少、老人人口割合の増加となり、本市においても少子高齢化が進展しています。
- 沖縄県（平成 17 年）と比較すると、「15 歳未満」が 0.4 ポイント、「65 歳以上」が 0.7 ポイント高い状況にあります。



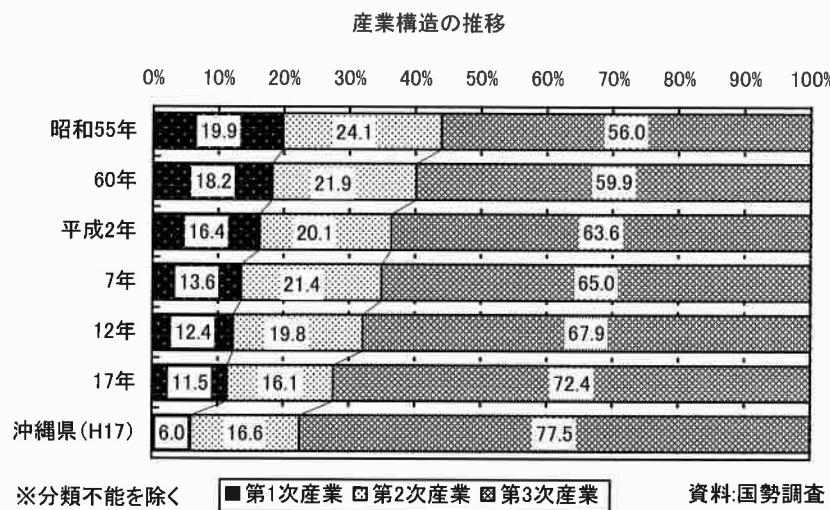
2) 世帯の動向

- 国勢調査における平成 17 年の世帯数は 17,798 世帯で、人口増に伴い世帯数も増加傾向にあります。
- 1 世帯あたり人員は、世帯数の増加に反し減少傾向で推移し、昭和 55 年の 3.50 人から平成 17 年では 2.50 人となり、この 25 年間で 1 世帯から平均世帯人員が 1 人減少していることになります。



3) 産業構造

- 国勢調査における平成 17 年の産業構造をみると、「第 1 次産業」が 11.5%、「第 2 次産業」が 16.1%、「第 3 次産業」は 72.4% となっています。
- 昭和 55 年以降観光産業を中心に第 3 次産業割合が大きく増加する一方、第 2 次、第 1 次産業割合は減少傾向にあります。
- 本市の産業構造は、沖縄県（平成 17 年）と同様に、第 3 次産業に偏重した産業構造ですが、第 1 次産業は沖縄県に比べて 5.5 ポイント高い状況にあります。



(2) 障がいのある市民の状況

1) 障がい者数の推移（障害者手帳所有者）

- 平成 20 年度における本市の障害者数は 2,435 人、このうち身体障害者数が 1,909 人で最も多く全体の 78.4% を占め、次いで、知的障害者数が 338 人で 13.9%、精神障害者数が 188 人で 7.7% となっています。
- 経年的な推移をみると 3 障害ともに増加していますが、特に、精神障害者数は平成 20 年度で大きく増加し、障害者総数に占める割合において身体、知的障害者割合が減少する一方、精神障害者割合は増加しています。
- 平成 20 年度の市総人口に占める障がい者の割合は 5.1% で、平成 16 年度の 3.7% に比べ 1.4 ポイント増加しています。

	障がい者数の推移(障害者手帳所持者)					単位:人、%				
	平成16年度 (H17.3.31)		平成17年度 (H18.3.31)		平成18年度 (H19.3.31)		平成19年度 (H20.3.31)		平成20年度 (H21.3.31)	
	人数	%								
障がい者総数	1,689	100.0%	1,874	100.0%	2,019	100.0%	2,212	100.0%	2,435	100.0%
身体障がい者数	1,360	80.5%	1,499	80.0%	1,631	80.8%	1,771	80.1%	1,909	78.4%
知的障がい者数	258	15.3%	278	14.8%	314	15.6%	332	15.0%	338	13.9%
精神障がい者数	71	4.2%	97	5.2%	74	3.7%	109	4.9%	188	7.7%
石垣市総人口	45,705		46,771		47,475		47,690		47,833	
障がい者総数の割合		3.7%		4.0%		4.3%		4.6%		5.1%
身体障がい者数の割合		3.0%		3.2%		3.4%		3.7%		4.0%
知的障がい者数の割合		0.6%		0.6%		0.7%		0.7%		0.7%
精神障がい者数の割合		0.2%		0.2%		0.2%		0.2%		0.4%

資料:障がい福祉課

- 本市の平成 20 年度の障害者数を年齢別でみると、障がい者（18 歳以上）は 2,307 人、（障害者総数の 94.7%）障がい児（18 歳未満）は 128 人（同 5.3%）となっています。
- 身体障害では障がい者が 1,865 人（身体障害者総数の 97.7%）、障がい児が 44 人（同 2.3%）となっています。
- 知的障害では、障がい者が 254 人（知的障害者総数の 75.1%）、障がい児が 84 人（同 24.9%）となっています。
- 精神障害では、20 歳以上のみで 188 人となっています。

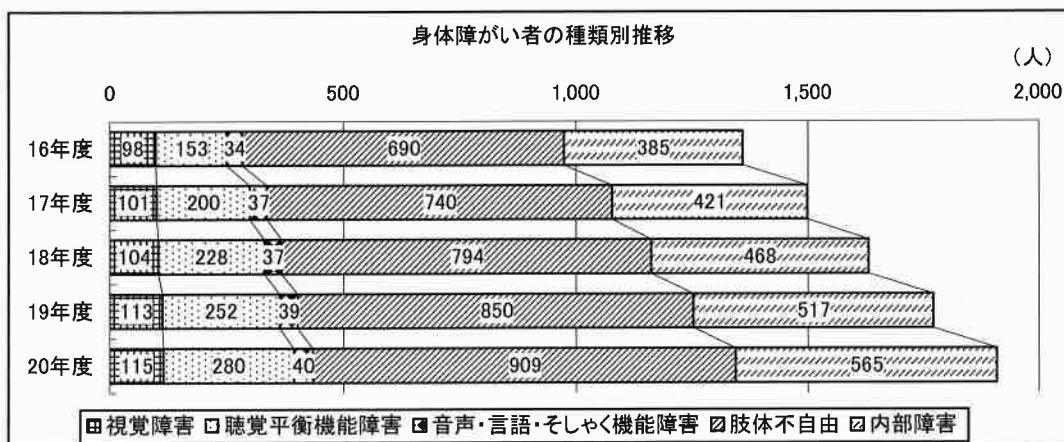
		障がい別年齢別障がい者(児)数の推移				単位:人、%					
		平成16年度 (H17.3.31)		平成17年度 (H18.3.31)		平成18年度 (H19.3.31)		平成19年度 (H20.3.31)		平成20年度 (H21.3.31)	
		人数	%								
合 計	総 数	1,689	100.0%	1,874	100.0%	2,019	100.0%	2,212	100.0%	2,435	100.0%
	障がい児	95	5.6%	97	5.2%	123	6.1%	125	5.7%	128	5.3%
	障がい者	1,594	94.4%	1,777	94.8%	1,896	93.9%	2,087	94.3%	2,307	94.7%
身体障がい者	総 数	1,360	100.0%	1,499	100.0%	1,631	100.0%	1,771	100.0%	1,909	100.0%
	18歳未満	37	2.7%	41	2.7%	42	2.6%	44	2.5%	44	2.3%
	18歳以上	1,323	97.3%	1,458	97.3%	1,589	97.4%	1,727	97.5%	1,865	97.7%
知的障がい者	総 数	258	100.0%	278	100.0%	314	100.0%	332	100.0%	338	100.0%
	18歳未満	58	22.5%	56	20.1%	81	25.8%	81	24.4%	84	24.9%
	18歳以上	200	77.5%	222	79.9%	233	74.2%	251	75.6%	254	75.1%
精神障がい者	総 数	71	100.0%	97	100.0%	74	100.0%	109	100.0%	188	100.0%
	20歳未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	20歳以上	71	100.0%	97	100.0%	74	100.0%	109	100.0%	188	100.0%

※合計には、精神障がい者の20歳未満を障がい児合計へ、20歳以上を障がい者合計へ振り分けた

資料：障がい福祉課

2) 身体障がい者の障害種類別推移

- 平成 20 年度における身体障がい者の障害種類別の状況をみると、「肢体不自由」が 909 人で最も多く、全体の 47.6% を占めています。
- 次いで、「内部障害」が 565 人（29.6%）、「聴覚平衡機能障害」が 280 人（14.7%）、「視覚障害」が 115 人（6.0%）、「音声・言語・そしゃく機能障害」が 40 人（2.1%） となっています。



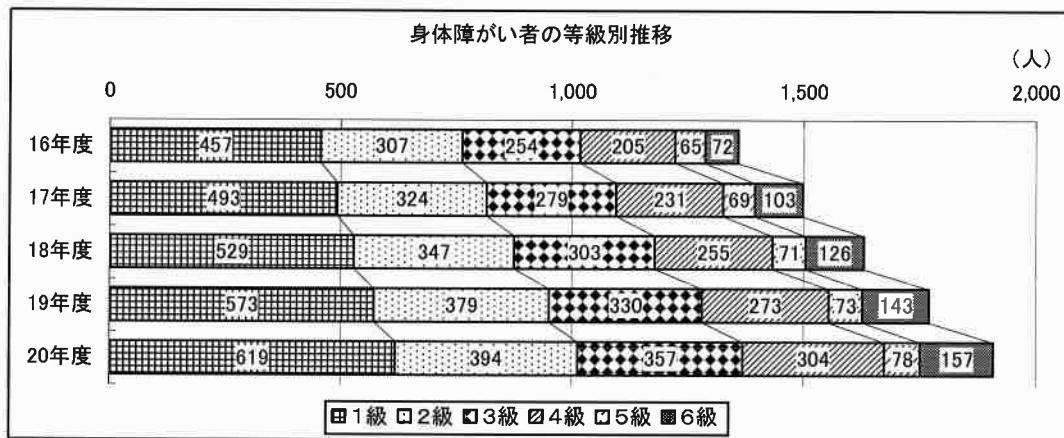
	身体障がい者の障がい種類別推移										単位:人、%	
	平成16年度 (H17.3.31)		平成17年度 (H18.3.31)		平成18年度 (H19.3.31)		平成19年度 (H20.3.31)		平成20年度 (H21.3.31)			
	人数	%										
総 数	1,360	100.0%	1,499	100.0%	1,631	100.0%	1,771	100.0%	1,909	100.0%		
視覚障害	98	7.2%	101	6.7%	104	6.4%	113	6.4%	115	6.0%		
聴覚平衡機能障害	153	11.3%	200	13.3%	228	14.0%	252	14.2%	280	14.7%		
音声・言語・そしゃく機能障害	34	2.5%	37	2.5%	37	2.3%	39	2.2%	40	2.1%		
肢体不自由	690	50.7%	740	49.4%	794	48.7%	850	48.0%	909	47.6%		
内部障害	385	28.3%	421	28.1%	468	28.7%	517	29.2%	565	29.6%		

資料:障がい福祉課

3) 障害等級別の推移

①身体障がい者の等級別の状況

- 平成20年度における身体障がい者の等級別の状況は、最重度である「1級」が619人で最も多く、全体の32.4%を占めています。
- 次いで、「2級」が394人(20.6%)、「3級」が357人(18.7%)、「4級」が304人(15.9%)、「6級」が157人(8.2%)、「5級」が78人(4.1%)となっています。

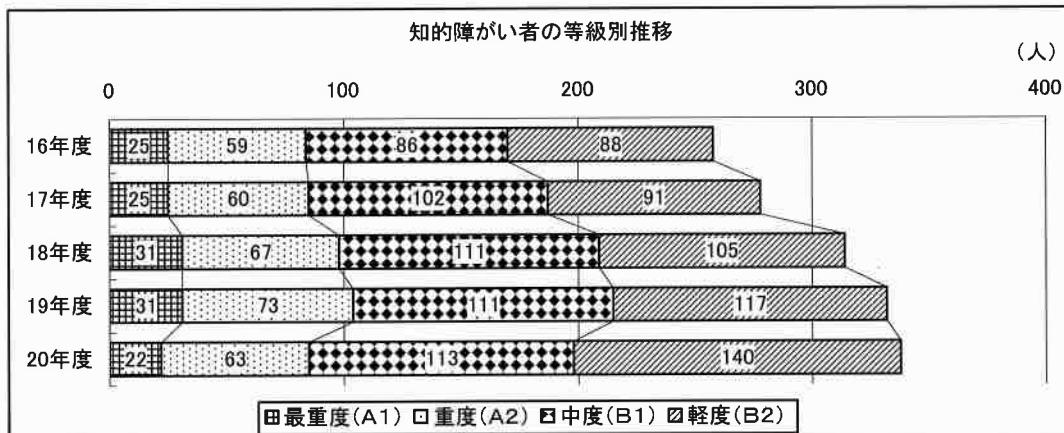


	身体障がい者の等級別の推移										単位:人、%	
	平成16年度 (H17.3.31)		平成17年度 (H18.3.31)		平成18年度 (H19.3.31)		平成19年度 (H20.3.31)		平成20年度 (H21.3.31)			
総数	人数	%	人数	%								
総 数	1,360	100.0%	1,499	100.0%	1,631	100.0%	1,771	100.0%	1,909	100.0%		
1 級	457	33.6%	493	32.9%	529	32.4%	573	32.4%	619	32.4%		
2 級	307	22.6%	324	21.6%	347	21.3%	379	21.4%	394	20.6%		
3 級	254	18.7%	279	18.6%	303	18.6%	330	18.6%	357	18.7%		
4 級	205	15.1%	231	15.4%	255	15.6%	273	15.4%	304	15.9%		
5 級	65	4.8%	69	4.6%	71	4.4%	73	4.1%	78	4.1%		
6 級	72	5.3%	103	6.9%	126	7.7%	143	8.1%	157	8.2%		

資料:障がい福祉課

②知的障がい者の等級別の状況

- 平成 20 年度における知的障がい者の等級別の状況は、「軽度 (B2)」が 140 人で最も多く、全体に占める割合は 41.4% となっています。次いで、「中度 (B1)」が 113 人 (33.4%)、「重度 (A2)」が 63 人 (18.6%)、「最重度 (A1)」が 22 人 (6.5%) となっています。
- 平成 16 年度からの推移をみると「最重度 (A1)」及び「重度 (A2)」の全体に占める割合が減少しているのに対し、「軽度 (B2)」の割合は増加しています。

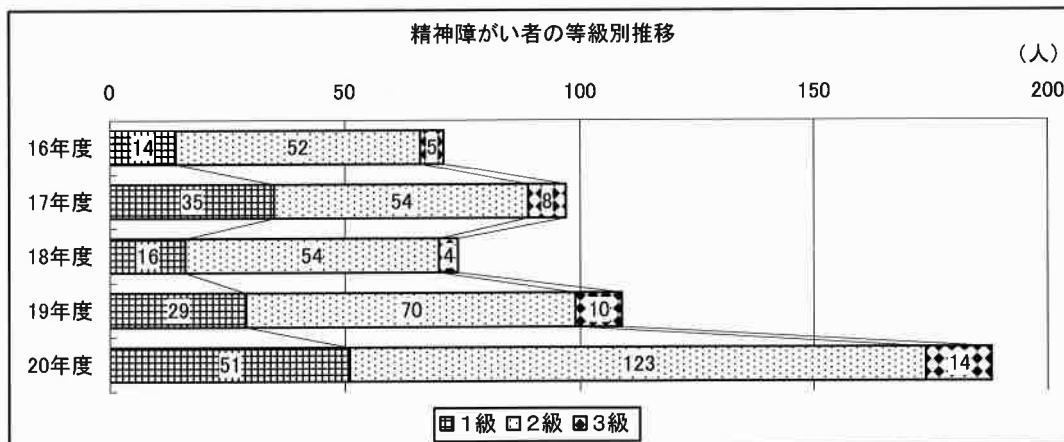


	単位: 人、%									
	平成16年度 (H17.3.31)		平成17年度 (H18.3.31)		平成18年度 (H19.3.31)		平成19年度 (H20.3.31)		平成20年度 (H21.3.31)	
	人数	%								
総 数	258	100.0%	278	100.0%	314	100.0%	332	100.0%	338	100.0%
最重度(A1)	25	9.7%	25	9.0%	31	9.9%	31	9.3%	22	6.5%
重 度(A2)	59	22.9%	60	21.6%	67	21.3%	73	22.0%	63	18.6%
中 度(B1)	86	33.3%	102	36.7%	111	35.4%	111	33.4%	113	33.4%
軽 度(B2)	88	34.1%	91	32.7%	105	33.4%	117	35.2%	140	41.4%

資料: 障がい福祉課

③精神障がい者の等級別の状況

- 平成 19 年度における精神障がい者の等級別の状況は、「2 級」が 123 人で最も多く、全体の 65.4% を占める。次いで、「1 級」が 51 人 (27.1%)、「3 級」が 14 人 (7.4%) となっています。
- 平成 16 年度からの推移をみると、「1 級」の割合が増加しています。



精神障がい者の等級別の推移

単位:人、%

	平成16年度 (H17.3.31)		平成17年度 (H18.3.31)		平成18年度 (H19.3.31)		平成19年度 (H20.3.31)		平成20年度 (H21.3.31)	
	人数	%								
	総 数	71	100.0%	97	100.0%	74	100.0%	109	100.0%	188
1 級	14	19.7%	35	36.1%	16	21.6%	29	26.6%	51	27.1%
2 級	52	73.2%	54	55.7%	54	73.0%	70	64.2%	123	65.4%
3 級	5	7.0%	8	8.2%	4	5.4%	10	9.2%	14	7.4%

資料:障がい福祉課

2 障害福祉サービスの状況

(1) 障害福祉サービス

① 障害福祉サービスの利用状況

- 平成 20 年度における障害福祉サービスの利用状況は、合計延べ利用人数が 5,212 人、総支給額は 571,169,231 円で平成 19 年度に比べ延べ利用者数で 381 人、支給額で 38,897,277 円の増加となっています。
- 延べ利用人数は、旧体系サービスが全体の 39.5% を占め最も多く、次いで新体系サービスの 37.6%、その他の費用が 21.9% 等となっています。
- 支給額では、旧体系サービスが全体の 73.4%、新体系サービスが 22.1%、その他の費用で 3.8% 等となり、延べ利用人数、支給額とも旧体系サービスの利用割合が高い状況にあります。
- 平成 19 年度の比較でみると、新体系サービスの延べ利用人数割合が 2.9 ポイント、支給額で 5 ポイント増加しています。

障害福祉サービス種類別利用状況

単位:人、円、%

	平成18年度(H18.10～H19.3月)		平成19年度(H19.4～H20.3月)				平成20年度(H20.4～H21.3月)			
	延べ 利用人数	支給額	延べ 利用人数	%	支給額	%	延べ 利用人数	%	支給額	%
新体系サービス合計	510	25901974	1676	34.7	91073622	17.1	1962	37.6	126041325	22.1
訪問系サービス	237	6,165,812	694	14.4	19,343,093	3.6	711	13.6	24,951,129	4.4
日中活動系サービス	224	10,129,640	790	16.4	46,454,170	8.7	816	15.7	53,947,926	9.4
短期入所	25	3,887,370	72	1.5	4,095,656	0.8	81	1.6	5,139,155	0.9
療養介護	24	5,719,152	48	1.0	11,519,224	2.2	48	0.9	11,493,184	2.0
居住系サービス	0	0	36	0.7	7,249,256	1.4	79	1.5	14,409,414	2.5
施設入所支援	0	0	36	0.7	2,412,223	0.5	79	1.5	5,122,829	0.9
訓練等給付	0	0	0	0.0	0	0.0	148	2.8	10,977,688	1.9
旧体系サービス	963	205346523	1974	40.9	415237742	78.0	2059	39.5	419428494	73.4
旧法施設支援費（入所）	558	156,990,696	1094	22.6	306,980,161	57.7	1064	20.4	296,679,769	51.9
旧法施設支援費（通所）	405	48,355,827	880	18.2	108,257,581	20.3	995	19.1	122,748,725	21.5
サービス利用計画書作成	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
療養介護医療費	24	1,452,848	51	1.1	3,657,145	0.7	48	0.9	3,732,168	0.7
その他の費用	558	16915000	1130	21.7	22303445	4.2	1143	21.9	21967244	3.8
特定障害者特別給付費	558	16,915,000	1130	23.4	22,303,445	4.2	1143	21.9	21,967,244	3.8
高額障害福祉サービス費	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総 計	2,055	249,616,345	4,831	100.0	532,271,954	100.0	5,212	100.0	571,169,231	100.0

※平成18年度実績は、新体系によるサービスが開始された平成18年10月～3月末までの合計

資料:障がい福祉課

②施設サービスの利用状況

- 平成 20 年度の施設サービス利用者数（通所を含む）は 183 人、このうち身体障害者施設が 102 人、知的障害者施設が 81 人となっています。
- 平成 16 年に比べ施設利用者数は、身体障害者施設で 23 人、知的障害者施設で 8 人増加しています。
- 施設別の利用状況をみると身体障害者施設では療護施設が 57 人（全体の 55.9%）で最も多く、知的障害者施設では授産施設（通所）が 48 人（同 59.3%）で最も多くなっています。

施設別入所、通所者の推移	単位:人、%									
	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	人数	%								
身体障害者施設	79	100.0	84	100.0	91	100.0	92	100.0	102	100.0
更生施設	1	1.3	0	0.0	0	0.0	1	1.1	2	2.0
療護施設	50	63.3	56	66.7	59	64.8	57	62.0	57	55.9
授産施設	3	3.8	3	3.6	4	4.4	3	3.3	4	3.9
授産施設(通所)	25	31.6	25	29.8	28	30.8	31	33.7	39	38.2
知的障害者施設	69	100.0	70	100.0	77	100.0	80	100.0	81	100.0
更生施設	23	33.3	24	34.3	26	33.8	29	36.3	28	34.6
更生施設(通所)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
授産施設	6	8.7	6	8.6	6	7.8	5	6.3	5	6.2
授産施設(通所)	40	58.0	40	57.1	45	58.4	46	57.5	48	59.3
合 計	148		154		168		172		183	

資料:障がい福祉課

(2) 自立支援医療

①自立支援医療（精神通院）

- 平成 20 年度における自立支援医療費（精神通院）利用件数は 584 件となり、増加で推移しています。
- 利用件数内訳をみると、統合失調症が 242 件と全体の 41.4% を占め最も多くなっています。次いで、てんかんの 19.9%、気分（感情）障害の 17.1%、その他精神障害の 10.8% 等となっています。

自立支援医療費（精神通院）受給件数	単位:人、%							
	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	受給件数	%	受給件数	%	受給件数	%	受給件数	%
統合失調症	158	29.3%	145	29.9%	219	38.0%	245	43.8%
心因反応	33	6.1%	23	4.7%	18	3.1%	2	0.4%
気分（感情）障害	55	10.2%	52	10.7%	74	12.8%	85	15.2%
てんかん	102	18.9%	101	20.8%	110	19.1%	120	21.4%
中毒性 アルコール	23	4.3%	22	4.5%	26	4.5%	29	5.2%
精神障害 その他	2	0.4%	2	0.4%	2	0.3%	4	0.7%
脳器質性精神障害	11	2.0%	12	2.5%	15	2.6%	17	3.0%
その他精神障害	141	26.2%	112	23.1%	91	15.8%	53	9.5%
精神遅滞	14	2.6%	16	3.3%	21	3.6%	5	0.9%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	539	100.0%	485	100.0%	576	100.0%	560	100.0%

資料:障がい福祉課

②自立支援医療（更生医療）

- 平成 20 年度の自立支援医療費(更生医療)の公費負担額合計は 58,025,300 円、給付件数が 107 件となっています。
- 内訳をみると腎臓機能障害が給付総件数の 66.4%、公費負担額の 93.0%を占めています。
- 平成 19 年度と比べ、給付件数は 5 件の増加となっていますが、公費負担額は 374,851 円の減となっています。

自立支援医療費(更生医療)の給付状況		単位:人、円				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
視覚障害	人数	0	0	0	0	0
	公費負担額	0	0	0	0	0
聴覚障害	件数	0	0	0	0	0
	公費負担額	0	0	0	0	0
平衡機能障害	件数	0	0	0	0	0
	公費負担額	0	0	0	0	0
音声・言語・そしやく機能障害	件数	0	0	0	0	0
	公費負担額	0	0	0	0	0
肢体不自由	件数	5	4	4	1	0
	公費負担額			129,533	182,772	0
心臓機能障害	件数	33	35	23	31	36
	公費負担額			4,097,950	8,482,054	4,040,352
腎臓機能障害	件数	72	72	90	70	71
	公費負担額			6,859,447	49,735,325	53,984,948
小腸機能障害	件数	0	0	0	0	0
	公費負担額	0	0	0	0	0
合 計	件数	110	111	117	102	107
	公費負担額			11,086,930	58,400,151	58,025,300

※平成17年までは、更生医療の給付状況

資料:障がい福祉課

(3) 補装具の交付状況

- 平成 20 年度における補装具の交付状況は、ストマ装具が件数、交付額ともに最も多く、件数で 153 件（障がい児 48 件）、交付額で 2,994,624 円（障がい児 1,126,800 円）となっています。

補装具の交付状況		障害者			障害児		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
盲目安全杖	件数	2	3	1	0	0	0
	金額	10,168	15,210	5,070	0	0	0
眼鏡	件数	0	3	2	0	0	0
	金額	0	91,216	42,840	0	0	0
補聴器	件数	58	68	36	4	3	3
	金額	2,385,806	2,603,512	1,117,718	343,169	45,329	19,872
義肢	件数	5	3	5	0	0	0
	金額	1,484,762	234,458	1,636,970	0	0	0
装具	件数	19	16	21	4	6	6
	金額	1,418,837	707,081	1,473,568	888,290	614,187	700,578
車椅子	件数	35	30	29	5	3	1
	金額	2,808,596	2,063,651	1,756,022	1,190,895	516,221	139,698
電動車椅子	件数	21	21	18	0	0	0
	金額	2,480,513	2,262,992	1,517,456	0	0	0
歩行器	件数	1	1	0	1	0	0
	金額	30,900	33,372	0	74,485	0	0
歩行補助杖	件数	0	1	3	0	0	0
	金額	0	14,832	38,080	0	0	0
頭部保護帽	件数	0	0	1	2	0	2
	金額	0	0	13,680	23,566	0	46,755
座位保持装置等	件数	0	0	1	0	0	3
	金額	0	0	36,431	0	0	353,231
ストマ装具	件数	99	159	153	30	21	48
	金額	1,823,516	2,996,000	2,994,624	525,420	493,200	1,126,800

資料:障がい福祉課

(4) 日常生活用具の給付状況

- ・平成 20 年度における日常生活用具の給付件数は 506 件、給付額が 6,893,887 円となっています。平成 19 年度に比べ給付件数で 1.5 倍、給付額で 1.8 倍の伸びを示しています。
- ・日常生活用具の種類別件数は「その他」が 484 件で全体の 95.6% を占め最も多くなっています。次いで、歩行支援用具、電気式痰吸引機がそれぞれ 5 件、入浴補助用具が 4 件等となっています。

日常生活用具の給付状況		単位:件、円		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度
盲人用テープレコーダー	件数	1	1	2
視覚障害者用ポータブルレコーダー	給付額	89,800	76,500	125,820
盲人用時計	件数	4	4	0
	給付額	50,770	39,510	
聴覚障害者用屋内信号装置	件数	1		1
	給付額	44,820		74,333
盲人用体重計	件数	1	2	
	給付額	17,450	32,400	
盲人用体温計	件数			1
	給付額			9,000
透析液加温器	件数	0	1	1
	給付額		45,000	46,350
ネプライザー	件数	1	1	1
	給付額	36,000	32,400	16,200
特殊便器	件数	0	0	1
	給付額			4,005
入浴補助用具	件数	3	2	4
	給付額	175,900	171,000	256,216
歩行支援用具(移動・委譲支援用具)	件数	2	1	5
	給付額	90,900	25,124	275,676
電気式痰吸引器	件数	2	4	5
	給付額	98,760	195,480	218,430
聴覚障害者用情報受信装置	件数	1	0	0
	給付額	29,520		
電磁調理器	件数	1	1	
	給付額	41,000	27,900	
視覚障害者用拡大読書器	件数	1		1
	給付額	178,200		178,200
その他	件数	65	304	484
	給付額	900,276	3,142,060	5,689,657
合 計	件数	83	321	506
	給付額	1,753,396	3,787,374	6,893,887

※平成18年度は(10月から3月までの半年間の合計)

資料:障がい福祉課

資料7 用語の解説

《あ行》

○アスペルガー症候群

自閉症のうち、知的障害を伴わず、言語的コミュニケーションが比較的良好なタイプ。

○エンパワーメント

本来持っている能力を引き出すことをいいます。

○NPO

正式には「非営利組織」といい、狭い範囲では市民活動団体を指すこともある。医療、福祉、環境、文化、芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育等のあらゆる分野の民間の営利を目的としない組織。

○LD

学習障害〔LD〕 知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す発達障害。

○ADHD

注意欠陥多動性障害のこと。注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできない脳神経学的な疾患と言われています。

《か行》

○グループインタビュー

集団面接・集団面談のこと。特定の集団がどのような課題やニーズを持っているかなどを聞き出すこと。

○グループホーム

地域の中にある住宅等において、共同生活を営む数人の知的障がい者や精神障がい者等に対して、世話人による食事提供、金銭管理等の日常生活支援体制を整えた形態のもの。

○ケアホーム

障がい者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種であるケアホームは、障がいのある人が共同生活を行う住宅のこと。

○ケアマネジメント

障がい者に対し、サービス計画を作成することにより、適切なサービスの選択と調整を行うことで、障がい者の自立、地域生活、社会参加を支援する援助方法。

○コミュニティー

一般的に地域の共同社会のことです。本計画では、市民同士がお互いに支え合い、見守りのある相互扶助の意識が醸成された共同社会をいいます。

○コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。

《さ行》

○ソーシャルワーク

様々な制度やサービスや地域の福祉活動との調整、連携を行うことで、福祉ニーズを抱える市民に適切な相談や支援につなぐ活動のことです。

○成年後見制度

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、意思能力がない、又は、判断能力が不十分な成年者のために、金銭や身の回りの管理や保護に関する契約等の法律行為全般を行うための制度。

《た行》

○地域福祉権利擁護事業

認知症、知的障害、精神障害等で、判断力が不十分な市民を対象として自立した日常生活を送ることができるよう、福祉サービスを利用する場合の手続きや金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施しています。

○地域生活支援事業

地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として障害者自立支援法に位置づけられている事業です。相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び地域活動支援センター機能強化事業等があります。

《な行》

○ノーマライゼーション

「社会的に不利を負うと考えられる人が、あるがままの姿で他に人と同等の権利を享受できるようにする」ことをめざす考え方。

《は行》

○バリアフリー

もともとは障がいのある人が生活していくうえで、妨げとなる段差等の物理的な障壁（バリア）をなくすことを意味しています。現在では、物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁

を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられています。

○ボランティア

無償性、善意性、自発性に基づいて、技術援助、労働提供等を行う奉仕者等。

《や行》

○ユニバーサルデザイン

できる限り、最大限にすべての人に利用可能であるように製品、建物、空間をデザインするという考え方。

《ら行》

○リハビリテーション

障がいのある人や事故、病気による後遺症を持つ人などに、最大限の機能回復と社会生活への復帰をめざして行われる総合的な治療と訓練のこと。

《わ行》

○ワークショップ

参加者が、ある目的に対し、相互の意見を取り入れながら課題の明確化や解決方策の提示などを具体化しようとする取り組みのことです。

第3次石垣市障がい者福祉計画

【編集・発行】

石垣市役所 保健福祉部 障がい福祉課

〒907-8501

沖縄県石垣市美崎町 14 番地

TEL (0980)-82-9947

FAX (0980)-82-1580

